

● 第3回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ●

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：浜益村交流センター「きらり」

日時：平成15年7月17日（木）13：00～16：30

### 第3回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成15年7月17日（木）13:00～16:30

開催場所：浜益村ふれあいセンター きらり

#### 【出席委員】（敬称略）

○会長 田岡 克介  
○副会長 牧野 健一 木村 康美

○委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫
佐々木 友治	神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男
酒井 敏一	山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行
浅井 秀樹	飯尾 亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子
伊藤 一治	桐山 和郎	後藤 崇	大山 弘行	石橋 千春
岸本 アイ	佐藤 克廣	田中 宣律		

○監査委員  
土門 隆一 北嶋 富作

#### 【欠席委員】（敬称略）

相原 一男 沢田 富男 鈴木 日出男 中村 東伍

#### 【幹事会】

青野 誠 谷本 邁 大原 嘉弘 白井 俊 野 昭夫  
岡林 位和 秋村 一郎 加藤 美幸 赤間 聖司

#### 【幹事会第6条第2項会員】

四宮 克 河地 良一 村中 誠治 佐々木 隆哉

#### 【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木 大樹 中村 裕一

【傍聴者数】 43人

## 議事日程

1	開会	3 頁
2	会長挨拶	3 頁
3	副会長挨拶（開催地）	4 頁
4	報告事項	5 頁
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告	5 頁
	報告第 2 号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告	6 頁
	報告第 3 号 地域自治組織等小委員会経過報告	7 頁
5	自由討議	8 頁
6	協議事項	15 頁
	協議第 1 号 合併の方式について（継続）	15 頁
	協議第 2 号 新市の名称について（継続）	15 頁
	協議第 3 号 新市の事務所の位置について（継続）	15 頁
7	その他	39 頁
	(1) 第 4 回会議の開催日時等について	39 頁
8	閉会	39 頁

## 1. 開 会

○工藤事務局長：それでは、皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。進行を務めさせていただきます事務局の工藤です。それでは、ただいまより第3回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、当協議会の会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 会長挨拶

○田岡会長：皆さん、こんにちは。

皆様それぞれ大変お忙しいお仕事、あるいはさまざまなことで時間を考えている皆様にとりまして、本当に恐縮でございますけれども、お集まりをいただきましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げたいと存じます。

季節は夏を迎えて、当地浜益のサクランボもまさに食べごろという時期を迎えました。しかし一方で、長期予報とはまた別に寒い夏の現実を見ると、私ども三つの自治体の基本的な産業、共通産業であります海水浴、観光という、あるいは農業といった面を考えますときに、いささかこの昨今の寒い夏が気がかりな要素になってきております。当協議会も実質、前回さまざまなご議論をいただきました。私自身、前回において、議論の集約というのは大変難しい状況にあるというふうに前提を立てさせていただいて進行させていただきました。むしろ最初の段階で大いなる議論を重ねて、形式的な議論から本質論に移って、そして提案型といいますか、最大公約数をどこに持ってくるのだという議論に進化・発展していくということが一番望ましいという意味では、最初の段階でご忌憚のない意見をいただけたと。そして、実際さまざまな意見がふくそうしたという現実を見ると、まさに議論が始まったという感があると思います。しかし一方で、私どもは、最初に皆さんとお約束をさせていただいたように、議論に一定の制約、時間ということもあるというのもこれは共通の理解だと思っておりますので、いつまでも初期段階の議論を繰り返すわけにもいかないというのも現実であります。

くどいようですが、私どもの今ここに置かれている役割は、当協議会において合併の是非を行うと、決定するという場ではありません。合併をしたらどういふ姿があるのだということを提供し、一方で、各自治体において、合併しないときの想定図を描きながら、これから市民のご判断をいただき、あるいは市民への説明を行うのだと。その大切な基本的な仕組みをつくって、お示しする材料をつくっていくということでございますので、その辺をもう一度皆さんの中に改めてご認識をいただきまして、ここで決まることがすべて決定するという事ではないということも頭にいただきながら、しかし、非常に大きな役割を持っているのは当然のことでございます。

それから、もう一つ私から、打ち合わせに当たりまして、進行するに当たりましてお願いしたいのは、もう2回目でございますので、忌憚のないというよりは、本音の部分でお話をしていただきたいと。本音の部分をきちっと、本音というよりは、むしろ現実感のある議論がそろそろ出てもいいのではないのでしょうかということをあえて会長の方から申し上げさせていただきたいと思っております。議論がほうふつし、さまざまな対立軸が出るのは当然でありますので、そのことは当然喜ばしいというふうに思っております。

それから、議事進行上さまざまな形がこれから議論が交わされる中で起きますので、時には休憩なども入れながら、もう一回思考回路を整理しながら、そして会長としても、あるいは副会長とも相談しながら、その事態をどう整理していったらいいかということも含めて、あらかじめ休憩に入ることも含めて予想をさせていただきたいと思っております。

道内あるいは他市の地域において、さまざまな具体的な動きが新聞等で出されてきておりまして、合併す

るスタイルというのが一律、一様でないというのもおわかりいただけるのではないかと考えております。私どものこの三つの自治体における法定協議会というの、この三つの自治体のスタンダードと申しますか、独自の進め方、考え方、まとめ方ということも持ち得ているのだということもありますので、当然他市町村を一つの参考例といたしますけれども、私たちはまた違った考え方で進めていきたいというふうに思っております。具体的に申しますと、法定協議会は単に手続上の、ですから任意協議会あるいは研究会の段階において、本日ただいま私たちが議論をしているようなことを徹底的に議論した後、法的協議会は、合併を前提にその手続に入る法定協議会と、今私どもが進めているように、法定協議会は話し合いの場が約束されているのだと。対等の話し合いの場を約束するのだという、そういう法定協議会との二つがどうやら存在するようでございます。

私どもの協議会は、この協議会の中において議論を深めていきたい。そして最終的にその中身を市民に説明し、そしてそれぞれの議会においてご判断、最終的な手続に入るという仕組みになっておりますので、その後者の位置づけにあるということですから、ぜひ忌憚のない意見をさらにおっしゃっていただければというふうに思います。

もちろん法定協議会を設立し、今日、今回で3回目になるわけでございますので、合意を目指して努力するというのも当然、ここで合併か合併でないかの結論を出すということではないだけに、合意を目指しながら、市民に示すべき原案と申しますか、考え方をまとめていくということも私たちに課せられた役割ではないかというふうに思っております。それと、3自治体のそれぞれの言い分というのは、背景にそれぞれの住民の意見のある種にしょっていると思います。委員さん方個人の意見はもとより、背景にそれぞれの自治体の意見をしょっていると思います。それらも含めて、各自治体のそのことオンリーの物の考え方より、むしろ総体的に、この法定協議会としてどういう方向に向かうべきかという考え方も頭の中に入れてこれからの議論にご参加をしていただければと思います。

今日は議事の進行、前回お約束させていただいたように、フリートーカー、目的のないというよりは、例の3題の問題を背景にしながら、合併問題について委員の皆さんがどんな考え方を持っているかという意見をまず交わしてみたい。その上で3題についてのまとめを行っていききたい。そして、その議論をさらにより具体的に、もう少しわかりやすくするために、私どもの提供する材料不足は否めない事実でございましたので、今日用意をさせていただきました。それらのご案内もさせた上で議論に入りたいと思います。

以上、簡単ではなかったかもわかりませんが、私からお願いも含めて、今日の協議会への向かい方の考え方もご案内させていただいて、ご挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

### 3. 副会長挨拶

○工藤事務局長：続きまして、副会長であります開催地の木村康美浜益村長、お願いいたします。

○木村副会長：皆さんこんにちは。開催地の首長として一言ご挨拶をさせていただきます。

会長から詳しくご説明ありましたから、私からくどくど申し上げるまでもございませんけれども、今日は、第2回目で協議が継続となった合併の方式の協議をまた皆さん方と一緒に協議をするわけでございますが、これから本格的な、そしてまた具体的な協議がだんだんだんだん深まっていくのかな、そんな感じを持っているところでございます。

私も、入り口論はもちろん大事だということは論を待たないわけでございますけれども、これからの新しいまちづくりをどうするのか、お互いにいい部分、それぞれの地域にあるはずでございますし、歴史も文化も伝統もそれぞれあるわけでございますから、それらのことをどう生かしてくれるのか、どう育ててくれる

のか、そしてまた、我々の小さな枠の中でできなかったいろんな残された事業、計画等もあります。これらのことをどう取り上げてもらえるのか、いかにして新しい新市のまちづくりそのものがこれからどうあるべきなのかということの方が私は、大事だというよりも関心があります。入り口論と同じくらい大事な部分だろうというふうに私は考えております。それでもう一つは、3市村の住民の融和を図るという、この交流がどんな形であらわれてくるのかな、このことが、やはりそれぞれの住民の融和というものが一番大事な要素を占めている部分でないかなというふうに私は考えております。

これから細かい部分の議論が始まってくるわけでございますけれども、合併特例法の期限等も見据えながら私どもは議論を進めていかなければならないのかなというふうに考えております。お互いに信頼関係の中で合併協議会を立ち上げたわけでございますから、そんなところも意図して、我々の意図を酌み上げていただいて、今日の合併協議会が本当に実りある議論になりますように、そしてお互いのためにすばらしいまちづくりができるような、そんな議論になりますようにお祈り申し上げながら、簡単ではございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

○工藤事務局長：ありがとうございました。

これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、正副会長を含め委員45名中41名の出席をいただいておりますので、定足数を超えておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○田岡会長：それでは、次第に基づきまして進めさせていただきますと思います。

#### 4. 報告第1号～報告第3号

○田岡会長：まず最初に、当協議会とは別に小委員会が設置されまして、そこにおいてさまざまな議論が今進められております。その内容につきまして、各委員会ごとに報告をお願いしたいと思います。

まず報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告を、委員長に選任されました加納洋明委員より報告をお願いしたいと存じます。

○加納委員：こんにちは。第1回小委員会で互選により当委員会の委員長となりました石狩市の加納です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告についてご報告をさせていただきます。お手元の議案の2ページをごらんください。

初めに、去る6月10日、石狩市議会第1委員会室で開催されました第1回小委員会について報告いたします。第1回新市建設計画小委員会には、第2回協議会において会長から指名のあった15名の委員のうち13名の出席がありました。

会議の主な内容といたしまして、第1に、委員長及び副委員長の互選を行っております。出席委員皆様のご推薦により、委員長には私、石狩市議会の加納洋明が、副委員長には厚田村議会の河合雅雄氏及び浜益村議会の岸本正吉氏のお二人が選任をされております。今後ともよろしくお願ひいたします。

第2に、協議事項の1点目といたしまして、新市将来構想及び新市建設計画の策定の進め方について事務局より説明を受けた後、出席委員により協議を行っております。この中で、今後の当小委員会の調査審議等に際して、3市村の基礎的な資料の要望が委員からあったことから、事務局で作成を進めていた基本的事項

に関する調査資料を各委員に配付することで了承され、過日配付がなされております。なお、この基礎的事項に関する調査資料については、他の委員の皆様にも同じく配付をされていることと思います。

協議事項の2点目といたしまして、小委員会の運営及びスケジュールについて協議を行っております。特に小委員会の会議の開催場所につきまして、原則として3市村を持ち回りで開催することと、次回の小委員会では新市将来構想策定に関する意見及び新しいまちづくりへの提言についての各委員による意見交換を行うことを確認しております。

続きまして、7月4日、厚田村議会議場において開催をいたしました第2回小委員会についてご報告をいたします。委員15名中13名が出席し、前回の小委員会で確認をされました新市将来構想策定に関する意見及び新しいまちづくりへの提言について、出席委員による意見交換を行っております。この意見交換については、新市将来構想のたたき台の作成に反映していくことを確認した上で、委員お一人お一人からそれぞれ5分程度ご発言をいただき、その後、自由な意見交換を行っております。

なお、次回小委員会は、新市将来構想たたき台の作成作業の進行状況を見ながら、8月中に浜益村において開催することで了承をされております。

以上、前回の協議会以降開催されました新市建設計画小委員会の経過について、ご報告を終わります。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございました。

ただいま報告のありました新市建設計画小委員会は、3市村の合併後の将来像を協議会に案として提案する役割を持って対応していただいております。小委員会の皆さん方には、今後ともどうぞよろしく願います。

続きまして、報告第2号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告を、委員長に選任されました熊倉正博委員より報告をお願いしたいと存じます。

○熊倉委員：それでは、私から報告をさせていただきます。

第1回小委員会で互選により当委員会の委員長となりました石狩市の熊倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の経過報告についてご報告をさせていただきます。本日追加配付されました議案4ページをごらんください。

去る7月11日、石狩市議会第1委員会室で開催されました第1回小委員会について報告をいたします。第1回当小委員会には、第2回協議会において会長から指名のあった13名の委員のうち12名の出席がございました。

会議の主な内容といたしまして、第1に、委員長及び副委員長の互選を行っております。出席委員皆様のご推薦により、委員長には私、石狩市議会の熊倉正博が、副委員長には厚田村議会の阿部政二氏及び浜益村議会の佐々木友治氏のお二人が選任されております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

第2に、協議事項の第1点目といたしまして、小委員会の進め方について事務局より説明を受けた後、出席委員により協議を行っております。当小委員会は、付託されております事項について、各種制度の理解を深め、一つの方向性を見出し、協議会へ提案することが確認されました。

協議事項の第2点目といたしまして、制度の概要についてであります。今回は詳細な協議は行わず、議会議員及び農業委員会委員に関する制度について、合併の方式を問わず、すべてのパターンについて事務局より説明を受け、関係法令等の制度内容について理解を深めたところでございます。

協議事項の第3点目としまして、小委員会の運営及びスケジュールについて協議を行っております。特に小委員会の会議の開催する場所につきましては、原則として3市村を持ち回りで開催することまた、次回の

小委員会は合併の方式が決定した後開催することとし、決定した方式に従った制度について検討協議を行うことを確認しております。

以上、前回の協議会以降開催されました当小委員会の経過について、報告を終わります。

○田岡会長：ありがとうございました。

それでは、引き続きまして報告第3号 地域自治組織等小委員会の経過報告を、委員長に選任されました佐藤豊治委員より報告を願います。

○佐藤委員：皆さんこんにちは。第1回小委員会で互選により当委員会の委員長となりました石狩市の佐藤です。よろしく願いをいたします。

それでは、報告第3号 地域自治組織等小委員会経過報告につきましてご報告させていただきます。本日追加配付されました議案の6ページをご覧ください。去る7月11日、石狩市議会第1委員会室におきまして開催されました第1回小委員会について報告いたします。

当小委員会には、第2回協議会において会長から指名のあった15名の委員のうち12名の出席がございました。会議の主な内容といたしまして、初めに委員長及び副委員長の互選を行っております。出席委員皆様のご推薦により、委員長には私、石狩市の佐藤豊治が、副委員長には厚田村の桐山和郎さん、そして浜益村議会の神田一昭さんのお二人が選任されております。

協議事項の1点目といたしまして、小委員会の進め方について事務局より説明を受けた後、出席委員によって協議を行っております。小委員会は、付託されております事項について、各種制度の理解を深め、一つの方向性を見出し、協議会へ提案することが確認されました。

続いて、協議事項2点目の地域自治組織等に関する制度の概要についてですが、今回は詳細の協議は行わず、合併特例法に規定する地域審議会や第27次地方制度調査会中間報告における地域自治組織、経済・財政運営等、構造改革に関する基本方針2003などについて事務局より説明を受け、理解を深めたところでございます。

協議事項の3点目といたしまして、小委員会の運営及びスケジュールについて協議を行っております。小委員会の会議の開催場所につきまして、原則として3市村を持ち回り開催すると。また、次回の小委員会は、国において地域自治組織等における動きがある場合、必要に応じて開催することとして、再度その制度について検討協議を行うことが確認されました。

以上、前回の協議会以降開催されました小委員会の経過について、ご報告を終わります。

以上でございます。

○田岡会長：ありがとうございました。

各小委員会の報告が終わりました。

## 5. 自由討議

○田岡会長：それでは、次第の第5の自由討議に入りたいと思います。

前回、議論を深めるために少し資料が不足しているのではないかと、もう少しさまざまな角度の資料提供をいただきたいということが出されておりました。それからまた一方で、合併協議会の役割についてということをご提案いたしておりますが、その辺の理解もさらに深めると同時に、合併の方式、新市の名称、新しい市の事務所の位置につきましても、これらについて関連して補足をまず最初に説明したいと思っておりますので、よろしく願います。

事務局、お願いします。

○工藤事務局長：事務局の工藤です。よろしくお願いいたします。

これまでの協議において事務局として説明不足であった点につきまして、確認の意味も込めまして説明さ



せていただきたいと思います。資料1をごらん願いたいと思います。

最初の1ページでございますが、市町村合併の背景につきまして、なぜ今合併への検討なのかについて記載してございます。上の方に書いてあります、国、地方において、景気低迷に伴う財政悪化に伴い、画一的な制度での行財政運営について限界に達してきてしまった。これを打破しようとして、国においては構造改革を積極的に進めているところでございます。その構造改革の中に地方分権の推進がございまして、これは、国と地方の役割分担、地方でできることは地方にやらせよう。権限を移譲しようという考えでございます。これに伴い、地方において、その受け皿として行財政基盤の拡充強化が求められ、国においては合併特例法による各種支援策を講じ、市町村合併の積極的な取り組みを要請してきているところでございます。また、地方においても、国同様、景気の低迷による財政状況の悪化への対応、あるいは急速に進展してきております少子・高齢化へ対応するための将来の行財政体制の選択肢の一つとして市町村合併を検討する必要に迫られてきたというのが背景でございます。

2ページをお開き願いたいと思います。こうした動きを受けまして、石狩市、厚田村、浜益村の3市村は、企画担当職員による合併問題研究会をつくりまして検討を重ね、昨年9月に報告書としてまとめたところですが、この検討は行政レベルでの検討であったため、詳細な合併の検討には限界がありました。具体的な合併をするとした場合の姿を示すに至らなかったわけでございます。このため、より詳細で深い合併の検討協議を住民の皆様、議員の皆様ともども行う必要があるということにつきまして3市村長の意見が一致して、法定合併協議会を議会の議決を経て立ち上げたところでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。3ページには合併協議会の役割及び性質について記載してございますが、これは再度説明させていただきますが、法定合併協議会の設置の根拠につきましては、合併特例法第3条第1項に規定されており、合併協議会の役割といたしまして、事務事業の一元化、市町村建設計画の作成、合併すること自体の是非を含め、合併に関しあらゆる協議をする自治法上の協議会であると法解釈がされてございます。このことは、合併協議会が設置されたからといって、そのまま合併することにはならないことをあらわしているものでございます。

そこで中盤より下をごらんいただきたいと思います。合併協議会の性質を見ますと、大きく二つに分けられていると思います。

先ほど会長がご挨拶したように、一つは、合併することを前提とした合併協議会であります。これは、言いかえまして、合併することに合意した合併協議会、任意の協議会で協議を重ね、合併することに合意し、合併しようとする市町村が市町村計画や諸条件を協議するための法定合併協議会を設置するものであります。

もう一つは、合併することを前提としない合併協議会、言いかえれば、合併することを合意していない合併協議会であります。この合併協議会は、私どもの協議会のように、合意が得られた場合に、合併しようとする市町村が合併の是非を検討するために必要な合併するとした場合の姿を、市町村計画や諸条件を協議するために設置するものであります。

続きまして4ページをごらんください。4ページにつきましては、この図は、合併することを前提とした協議会と合併することを前提としない協議会の合併成立、不成立をあらわしたものでございます。

左側につきましては、あらかじめ関係市町村の間で合併の合意ができていないパターンでございまして、法定協議会での協議、これは市町村建設計画、諸条件の整理について、これは合併の合意ができていない関係上おおむねスムーズに行われ、合併協定書の作成、市町村長の合併協定書への調印、市町村議会の議決、都道府県知事への申請を経て合併となります。この場合でも、市町村議会が否決した場合は合併不成立ということになります。

右側が私どもの協議会のようなパターンでございまして、これは、合併の是非を検討することの合意ができ

て、合併の是非を検討するということが合意はできてございますが、合併協議会において、左側の例と同じように、合併への協議、市町村建設計画、諸条件の整理の協議を行います、合併するという前提ができていないために、合併協定書が作成できるかできないかが合併協議会での是非の判断となろうかと思えます。このことが合併についての最初の判断になろうかと思えます。

合併協定書ができない場合には、協議は不成立で、協議会は解散ということになります。合併協定書が作成された場合には、関係市町村で、合併しない場合との比較やメリット、デメリットの検討が行われ、住民の意向、議会の意向などを十分斟酌しまして合併するかしないかの判断がなされます。合併する場合につきましては、協定書へ調印、合併しない場合は調印がされないということになりますので、合併は不成立ということになります。合併調印後の手続につきましては、議会が議決するかしないかが最終の合併の判断になろうかと思えます。

2ページに戻っていただきたいと思えます。3市村の合併協議につきましては、現在、本日で3回目の協議となるわけでございますが、当合併協議会の役割の一つといたしまして、3市村の住民の理解が最も得られると思われる3市村の合併した場合の姿、新市建設計画の策定、事務事業の一元化など、合併協定書をつくり上げることでありますことから、理想論とか、特定の地域ばかりが突出するようなものはあってはならないものと考えてございます。

もう一つの合併協議会の大きな役割は、住民の皆様へ協議会で検討協議している内容をつぶさに情報としてお知らせすることであり、それと住民からの意見をどしどし取り入れるということでございます。住民の理解が最も得られると思われる合併協定書が協議会で作成された後につきましては、合併協定書への3市村長の調印、3市村の議会の議決となり、合併が成立いたしますが、図でもお示ししているとおり、合併協定書の調印においても議会の議決においても、一つでも合併に否とした場合については合併は不成立ということになります。

最後に、5ページ目をお開きいただきたいと思えます。これは、合併を前提としない法定協議会の状況を、私どもがホームページなどから調査可能な範囲で取りまとめたものでございます。平成13年4月1日以降、合併を前提としていない法定協議会で合併した団体は3団体、合併に至らなかった団体は一つであります。現在協議中の合併協議会、合併を前提としない法定合併協議会は12ございます。全国で今350を超える法定合併協議会がございまして、インターネットでの調査ですので、今現在私どもで調べたのが12ということでございますが、調べ尽くせなかったこともあるかもしれませんが、私どもと同様の法定協議会というのは、12が多いか少ないかというのは、調査の結果私どもは12しか発見できなかったということでございますが、350もある協議会のうちで12ということは、ほかにもあるのだということをお知らせしたわけでございます。

以上でございます。

○田岡会長：大変くどい、何回も何回も同じ説明を繰り返させていただいております。資料のわかりやすさという意味においては、少し進歩させていただいたというふうに思っております。

当協議会というのは、突き詰めて申し上げますと、関係市町村において合併の是非の検討をすることを合意した、その上でこの法定協議会というのはつくられているのだということをぜひ基本スタンスに置いていただければと思っております。ここところがずれますと、自らの反対意見イコール当法定協議会の存在の否定の議論につながってしまっているこれまでのそういった意見もございまして、賛成か反対かということとは違って、この法定協議会において、市民の皆さんに見せるための、ご判断いただくための資料をつくるという前提であるということをおえて何回も申し上げさせていただきたいと思えます。

それで、何かご意見今の説明の中でございますでしょうか。ここだけでも少し聞いておきたいというよう

なこと。よろしいですか。

(「はい」の声)

○田岡会長：それでは、お約束のフリートーキングの時間をちょっととりたいと思います。これは法定協議会のそもそも私たちが進めております議事進行上の議題とは外れまして、明らかに一回皆さんの各委員における思いのほどを大いに述べていただきたいというフリートーキングの時間をお約束どおりつくらせていただきました。したがって、合併の是非論も含め、あるいはその地域地域の思っていること、委員さんの思っていること、この際披露させてくれと。

なぜこんな時間をとったかという、これまでの議論がどうしてもその傾向に偏っている、その特化した時間をつくって一回やろうということでもありますので、どうでしょうか、皆さんそれぞれの思いなどはフリーにお話をしていただければと思いますが、どなたかおいでになりませんか。最初の人は言い出しづらと思うのですけれども。

大山さん、どうぞ

○大山委員：浜益村商工会の大山と申します。現在、まちづくり委員会の委員に選任されております。

私は、この市町村合併につきましては、皆さんご承知のように今回が3回目です。1回目は、皆さんご承知のように明治の大合併、次に昭和の大合併、そして今回が3回目となっておりますが、今までの過去の2回の大合併で国民の生活は不自由になったのでしょうか。2回の合併のその経過の上に現在の私たちの生活があります。過去の明治の大合併、昭和の大合併の時代の国民の生活と現在の私たちの生活の水準を比べて、どうでしょうか。合併を2回重ねたことによって私たちはよりよい生活ができる、そういう生活環境になったのではないのでしょうか。今回の3回目につきましても、ぜひとも多くの委員の皆さん方の英知を集め、そしてより自分たち国民の住みよい、そういう生活環境をつくるために生かしていくべきだと私は思っております。また、そのようにできる機会だと思っております。

今まで小委員会も、私もまちづくり委員会は2回行われております。当初はそれぞれの考え方を探り合うというようなこともございましたけれども、基軸となる石狩市の委員の皆さんの多くから、合併の形はどのようなふうにも、その協議のあり方、立場は対等なのだと、そういうような温かい言葉も多くの方から言っていておられます。特に、ここに今日も出席しておられますが、小林さんあるいは佐藤さんからそういうような力強い言葉もいただきました。私も委員といたしまして参加しておりますまちづくり、今私どもはまちづくり委員会に所属しておりますので、将来どのようなまちづくりをしたら住民の皆さんに喜んでいただけるか、そういう夢の部分のいろいろ話し合いをしております。

2回目の小委員会ですか、北海道新聞の記事には、石狩市と浜益村の足並みが乱れているというようなコメントが載っておりましたが、ああいう報道は慎んでいただきたいと思います。石狩市も厚田村も浜益村も、それぞれ将来に向かって実現したい、そういう希望、夢はたくさん持っております。その違いを調整するのが合併協議会であり、まちづくり委員会なのでございます。したがって、事実をありのままに報道していただきたいと思います。あのような混乱を招くようなコメントはぜひとも差し控えていただきたいと思っております。今日この後皆さんからいろいろな思いやビジョンが語られると思いますが、そういうものを、さらにそれぞれの思いを積み重ねていって、よりよいまちづくりにつなげるべきだと私は思っております。

とりあえず今回はこれで終わります。

○田岡会長：ほかにございませんか。今のフリートーキングの時間は、法定協議会の目的とは離れて、それぞれの個人の思いや地域の思いをお話しいただきたいということですから、議事進行とは、基本的に協議案件とは違いますので、どうぞおっしゃっていただければと思います。

これは不思議なのです。委員会の中で話すと言ったら話すのですけれども、さあ話せと言ったら話さないというのは、今まではルールの中だからと言っていたのですけれども。

どうぞ。

○池端委員：石狩の池端でございます。市長のご要望に、リクエストにこたえてというわけではないのですが、一言この合併協議会、そして現状に至る個人的な考えの一端を少しお話しさせていただきたいというふうに考えております。

まず、状況が目まぐるしく変わる昨今において、今1市2村が現状のままでいられるかというようなことから始まっているのではないかなど。これがもし将来に向けて各自治体がそれぞれ存続し、潤いのある生活を営めるのであれば、それは差し迫った合併というような部分で協議をしなくても、それはそれで、今の自治体の方法でやっていけるというふうに考えております。

しかし、今国を見ていきますと、700兆近い財政の赤字、常に予算は半分以上の赤字国債で賄っているという現状の中、公債費であったり、例えばそれは各自治体におかれても同じような現状があるのではないかなというふうに考えます。市民生活を脅かす財政危機、果たしてでは各自治体が各自治体の中で営むとすれば、住民サービスの大半をおろそかにするような強烈なリストラ、行政リストラを図るとか、そのときに各住民の人たちが満足いけるまちのあり方というものを実際そこにあるのかということに非常に懸念しているところでございます。

そういう中央、何が悪いかといえ、私たちが悪いのでしょうか。こういう現状が過去からこの平成の現在に至るまでの長い時間の中に、国民も含めてその現状を甘んじて受けてしまったと。その結果として、先の読めない混沌とした中からこういう状況が生まれたということを考えますと、先の将来を見据えた中で、各自治体、そしてまちのあり方というものをまた再度見直す機会がやってきたのではないかなというふうに考えております。その現状の中で、各地域を生かした、そして不満、不安というものを解消しつつ、発展的なまちのあり方というものをこれを機会に考え直すということに、私はこの協議会の任命委員として来ておるわけですから、建設的な議論の中で、各自治体、わからない部分も出向されている委員の皆さんからもお聞きしながら、前向きな、そして目的、目標を持ったまちづくりというものに向かっていきたいなというふうに考えております。

○田岡会長：ありがとうございます。

今浜益、石狩から出たので、厚田もどなたか。河合さん、どうぞ。

○河合（雅）委員：厚田の河合雅雄です。河合というのは二人いるものですから。

産業構造に大きな差があるわけでもございまして、また生活圏、そして自治体自体にも5万5,000と二千何百人かというようなことで大きな差があるわけでもございますが、小さいものが大きなものに飲み込まれがちだとか、また、小さなものが大きなものの荷物にならないような観点から、お互いに、田岡市長、会長からの今までの対応の中でも紳士的な、一時ちょっと私どももショックを受けたというか、自治体の法人格を持っているのかというような話もありましたけれども、先ほど大山さんから言われたように、新市建設計画小委員会の中でも石狩の委員さんから、奥の深い、心の温かみのある発言があるので、そういう発言の中で進めていけばきっといい結果が出るのだと思いますし、そうあってほしいと願うものであります。以上。

○田岡会長：ありがとうございます。

どうぞ。

○桐山委員：厚田村の桐山でございます。

委員として公募させていただいた次第でございますが、当初、合併協議会が立ち上がったときは、新聞報道とかテレビ、知識を得ようと思ってもなかなか得ることができなかつたと、そういう状況の中で設立

されたわけですが、最近まではいろいろ新聞報道やテレビとかそういったことが多く出されましたので、地域の住民の方々も合併についてのご理解はある程度なされているのではないかなと思います。

うちの厚田村の住民の方々も、私を含めて、賛成だという方は本音は一人もいないと思います。ですが、最近出された三位一体とかいろいろなこと等を考えますと、国は経済的にどうにもならない状況だと。そんなことも含めて考えるとき、将来、10年先、20年先のことを考えると、こういう合併協議会を立ち上げて、知恵を絞って将来に向かうことが賢明でないかと、そういうことを思って委員に公募させていただいた次第でございます。

今までは、新聞の報道等を見ますと、石狩の市民の方々は、5万以上もありますから、合併をしなくても独立してやっていけるのが当然でございます。私も厚田とか浜益の村にしますと、2,000か3,000の自治体でございますので、将来このままでやっていけるかという、不安のあるのが事実でございます。

こういう状況の中で、今日、編入か新設か、あるいは名称のことが論議されるわけでございますが、3回目までにいろんな資料とか、会長あるいは事務局長の方々からご説明をいただいた中で、今日は本音をそれぞれ出すことができる回でないかなと、こんな気持ちでおりますので、名称にこだわったりそういうことは、私は大同を捨てて考えなければならないというふうに思っております。

以上であります。

○田岡会長：ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

○堀 委員：石狩の堀といいます。

私は新市建設計画小委員会ではないのですけれども、この委員会は傍聴させていただいていまして、その中で新しいまちづくりの構想という話がたくさん出されました。否定するわけではありませんけれども、夢を語るというのはとても大事なことだと思います。ただ、現実を見なければいけないということも必要だというふうに思っています。たくさん、こういうふうなことがあればこのまちに人が集まってくるとかというお話があったのですけれども、今実際にではどのような努力をしているのかなというのは、私には全然見えませんでした。そういうまちづくりの話をしていくときに、やはり今ある現状を踏まえてどうしていくのかということをお話していかなければならないだろうというふうに思っています。合併の話になってくると、石狩市民の中には、いまだに札幌市との合併という話が出てくるときもありますけれども、現実を見たときに、私はそれはないというふうに思っています。ただ、この合併をすることが石狩市にとってどうなのかということは、やっぱり市民の人たちと一緒に考えていくべきだというふうに、雑駁ですが、そういうふうに考えています。

それと、いろんな委員会とか、この協議会でもそうなのですけれども、厚田とか浜益の方のお話を聞いていますと、何となく編入ということになってしまっているのではないかなというふうに私は感じています。私は新設がいいのではないのでしょうかということをお話を2回目に言ったと思うのですけれども、その中で、新しいまちをつくる時にそういう考え方が必要なかなと。

ただ、そうではなかったのだなというのをちょっと私としてはびっくりはしたのですけれども、そういう話し合いを進めていくときに、人数が少ないからとかそういうことではなくて、本当に対等な形で話を進めていくということが必要なのだろうなというふうに、今いろんなものを見た感想だけを述べます。

○田岡会長：わかりました。

今、これから本題に入るときの極めて、大変大切なところのポイントが出てきております。編入なら対等でなくて新設だったら対等だという誤解を持っていたというような件などについて堀委員から率直な意見を、これまでの意見とはまた違う考えを持つのですよというようなことも含めて出されたので、後段においてこ

これらの議論の深みの中に入れてたいと思います。

そのほかにございますでしょうか。どうぞ。

○長原委員：石狩の長原でございます。

合併協議をするに当たって、今事務局の説明にもありましたし、皆さんからもお話がありましたように、この背景には、ご承知のとおり、財政難という問題が大きく横たわっていることが事実でございます。したがって、合併することによってその財政難が何かバラ色に切りかわると、うまくいくというような、合併が切り札になるということはなかなか私は考えにくいのではないかと思います。だから、合併をすることでその将来に大きな、財政的な面から見ますと大きな夢が描けるということには急にはならないのではないかと。なかなか財政が厳しい者同士が一緒になって、それが即豊かな自治体に変化するということには考えにくいなというふうに思っています。合併そのものも、国の言うなれば交付税の削減と財政効率の強化と、財政効率をよくするというようなことがその背景にあることは非常に明らかですので、研究会の試算によりまして、3市村が合併することで、交付税措置が現行のとおりとしても、現行の制度としても、逆に交付税は減ることになるということは研究会の報告にも出ていますとおりであります。それを補う形で特例措置というのがあるわけですが、それも10年間ですから、将来はこれがどんどん減っていくということになるわけです。

しかも、今日合併をしなかった場合、将来の国の自治体の姿、地方自治体の制度というのはどういう姿に一体しようとしているのか、どういう姿を描こうとしているのか、このことについての議論も、現在国の段階でも非常に不透明、先行き不透明、よくわからない議論が繰り返されていまして、そういう状況の中で、我々が合併をした場合どうかと。逆に、しなかった場合はではどういう将来像を描くことができるのかというのが、非常に判断しにくい現在の議論の状況にあるのではないかと思います。

したがって、私どもとしては、3市村の合併の姿が具体的にどうなるのかということを検証すると同時に、これらの国の、将来地方自治制度をどうしようとしているのかと、こういう状況をも十分に見きわめていく、その作業も私はこの合併協議会の場合として大切なことでありまして、先ほどの説明によりまして、この合併協議会の性格として、合併しない場合との比較検討ないしはメリット、デメリットの検討ということは、この合併協議会の場合というよりも、別な場所、関係市町村における是非の検討の中で行うのだと、こういう説明がなされておりますが、それは合併協議会そのものの性格、また合併協議会としての役割からして、少しこの協議会の役割を狭めた議論になるのではないかなというふうに思います。

やはりこの協議会の場合として、合併しない場合はどうなるのかという比較検討、またメリット、デメリットも検討もして、その情報を市民の皆さんにお知らせすると、これは最初そういう約束で、約束といいますか、そういう議論からこの協議会が出発していたかのように私は認識しておりますけれども……。

○田岡会長：それは認識違うと思います。

○長原委員：違いますか。

○田岡会長：はい。

○長原委員：そうですね。私どもはそういう認識でいたわけですが、ぜひそういう議論の進め方についても今後考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○田岡会長：今の長原委員の発言の中で、私から反論するという話ではないのですけれども、誤解がないようにさせていただきたいと思いますが、おっしゃっている趣旨の中で、この場においても、しない場合のケースについてもっとここの中で議論をするべきでないかというのは、それは決して否定するものではないです。ただ、ここの中で合併の是非を議論する場所ではないということは最初の段階での共通事項だと思って

おりますので、さまざまな経過の中で、それぞれのお話を封鎖する気は毛頭ないのですが、ここにゆだねられている権能そのものをぐらつかせてしまうと当協議会の役割というものが曲がっていってしまいますので、このことだけは誤解を受けないように、あえてお話だけさせていただきたいと思っております。

それぞれの意見の中でそういうお話をすることは一向に場合によっては構わないと思っております。逆に言いますと、合併しないケースと、するとしたケースというのは、それぞれの自治体において大いに議論をやっていただきたいというふうに考えております。そしてこの場において、そのご判断をするということではなくて、議論の中身にそういった問題が触れることについては、当然、発言がいきませんというふうには議事さばきをしようとは思っておりません。

そのほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。ちょうど開会から1時間たちました。もっともっと賛成、反対の意見が出るのかなと思っていたのですけれども。

神崎さん、どうぞ。

○神崎委員：済みません。締めくくろうというときに手を挙げて申しわけありませんでした。

3回目にして、今日も会長が口酸っぱくして強調していましたこの合併協議会の性格、そのことについて、今日はきちんと各委員の皆様方について、その性格についてご議論がないかという確認をされて、ご議論がなかったわけですから、これは、今日にしてこの合併協議会の性格がしっかりとここで確認されたというふうに私自身は感じております。

今なぜそういうことを申し上げるかといいますと、これは私どものレベルでその辺のきちんとした締めくくりがありませんと、市民、村民のレベルに帰ったときに、この協議会そのものについての疑問を呈している団体なり人があるということでございますので、それらのものに対して私どもは、委員全員がどういうふうにしてこの協議会の性格について対応すべきかということがはっきりされたということを私自身は確認をさせていただいたと思っております。

二つ目には、新設か編入か。即それは言葉から発生するのは、吸収合併か対等かという言葉にかえる。しかし、そこの言葉にかえるとどうも問題が生じやすいと思うのです。それで、何回かの小委員会の中で意見交換された中で、今日は浜益さんからも厚田さんからも精神について述べられたと思っております。その精神が僕は大事だと思うのです。対等合併、吸収合併ということをしておいて、編入であろうが新設であろうが、そこに参画する1市2村は、形態は変わっても力の関係は変わるものではない、あるいは合併ということが少なくとも実行されるときには、実行後の施策もそのあり方によって変化するものではないという認識をしっかりとこの委員さん方が確認し合えば、まず一番先に今整理しなければならないことが整理できるのではないかと、こういうふうに思っております。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございました。

そのほかにご発言ございませんか。

(「なし」の声)

○田岡会長：それでは、どういたしますか、5分ぐらい休憩しますか。それともこのまま進めてよろしいですか。

(「休憩した方がいいのではないですか」の声)

○田岡会長：それでは、5分間ぐらい休憩させていただいて、いよいよ本題に入らせていただきたいと思います。

(休 憩)

○田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

## 6. 協議第1号～協議第3号

○田岡会長：本日の協議事項、第1号、第2号、第3号、合併の方式について、新市の名称並びに新市の事務所の位置について協議をさせていただきたいと思っております。協議の先に当たりまして、資料2によりまして、そのそれぞれの内容について、いま一度事務局の方から詳細な説明をさせていただきたいというふうに思いますので、最初に事務局から資料の説明をさせます。

○清水事務局次長：事務局次長の清水でございます。私の方から、資料2の合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置、検討資料につきましてご説明いたしたいと思っております。

まず初めに、1ページの継続となっている三つの基本項目を第2回合併協議会に提案した理由についてありますが、これをご説明いたします。二つあります。

一つ目は、この三つの項目は合併協議会の合併協議の基本項目でありまして、大変重要な事項でありますことから、他の協議会においても協議に時間を要するケースが多く、早目の提案としたものであります。

二つ目は、この三つの項目は、1ページの表にあるように、他の協議項目の協議内容や合併のイメージなどに影響を与える土台的な項目でありまして、これらが決まらなければ、合併するとした場合の姿を作成する上で支障を来すと思われまことに、優先して検討、議論を行い、早期に決定していただきたく早目の提案としたところでございます。

次に、この三つの項目が他の協議項目などに与える影響についてご説明したいので、2ページをごらんください。2、合併の方式の追加資料についてご説明いたします。ここにある表は、第2回の協議会でご説明した内容、5ページの別紙1なのですけれども、5ページの別紙1にあります新設合併と編入合併の比較、このほか、合併の方式の違いにより影響を受けると考えられる事項についてまとめたものでございます。これについて説明させていただきます。

まず、協議会での協議項目の新市建設計画、新市将来構想を含んですけれども、についてであります、まず新設合併では、全区域を対象とした総体的な計画を作成する必要があるとございます。編入合併では、少なくとも編入される区域について計画を定める必要があります。ただし、計画のつくり方に制限はなく、新設合併と同様に全区域を対象とした総体的な計画を作成することも可能であるところでございます。

次に、組織及び機構についてでございます。新設合併では、全面的に見直し、新たに設置する必要があるとございますが、編入合併では、編入される団体の組織機構、つまり支所等をどうするかなど、編入する団体の組織機構の一部の改正となるところでございます。

次に、慣行の取り扱いについてでございますが、新設合併では、全慣行の新制定が必要となりますが、編入合併では、編入される団体の慣行の取り扱いを協議しまして、編入する団体の取り扱いを改正することとなるところでございます。

次に、実際に合併するとなった場合に影響を受ける事務事業についてご説明いたします。設置・増員選挙の有無についてでございますが、新設合併では、市長と、在任特例を適用しない場合の議会議員の設置選挙が必要となります。概算で5,500万円程度の費用がかかるものと思われまことに。編入合併では、在任特例を適用しない場合の議会議員の増員選挙が必要となりまして、概算で750万円程度の費用がかかるものと思われまことに。

次に、条例、規則等の制定についてでございますが、新設合併では、約1,100の条例、規則等を新たに制定する必要があるとございます。編入合併では、協議により編入団体の条例、規則の一部改正や新設を行うこととなります。

次に、合併する場合の法人格の廃止、新設に伴う事務処理等についてでございますが、新設合併では、概算で300程度の事務処理が必要となりますが、編入合併では、概算で150程度の事務処理が必要となる



ところでございます。

次に、審議会、協議会等の委員についてでございますが、新設合併では、全員を新たに選定する必要がございますが、編入合併では、編入される区域からの増員等を行うこととなるところでございます。

次に、契約の変更と登記の変更についてでございますが、新設合併では、法人格が変わるため、全契約、全登記について変更が必要となるところでございます。編入合併では、編入される団体から継続となる契約や承継する不動産登記について変更する必要がございます。

次に、住民感情についてでございますが、新設合併では、合併に対して対等のイメージを持ちやすくなりますが、地域によっては不満が残ることも予想されます。編入合併では、編入する団体の住民は受け入れるとのイメージを持ちやすく、スムーズな移行が期待できますが、編入される団体の住民にとっては、吸収されるというイメージにとらわれやすいと思われるところでございます。

次に、合併の方式と合併協議の進め方との関係についてご説明いたします。合併協議の進め方には決まりはございません。新設合併、編入合併にかかわらず、そこに書かれている全協議項目について対等な検討協議を行う全項目協議方式や、中心団体を基本とし、必要な協議項目について検討協議を行う中心団体基本方式を自由にとることができるものでございます。

したがって、合併方式の違いは、合併特例法の特例の内容や実際に合併するとなった場合の事務事業に影響は与えるものの、合併協議自体には影響はなく、新設合併だから対等であるとか編入合併だから吸収であるといったことはございません。対等、吸収の違いは、協議会が行う合併協議の進め方いかんによるところでございます。

次に、4 ページの3、新市の名称の追加資料についてご説明いたします。ここにある表は、第2回の協議会でご説明した内容、6 ページの別紙に合併の方式による新市の名称のほか、新市の名称を新しく決める場合の影響について取りまとめたものでございます。

まず、文書、看板等の名称変更作業についてでございますが、多額の費用をこれは要することとなります。参考としまして、平成8年に石狩町が石狩市になった場合なのですけれども、約1億3,000万円程度の直接的な出費がなされているところでございます。また、市民及び関係機関への周知、そして契約相手方への通知、登記の所在地名変更に係る法務協議など、こういったようなことが必要と考えられます。住民感情としましては、新市の名称を新しく決める場合には、住民の合併に対する意識と一体感が高まるものと思われれますけれども、既存の名称が広く認知され、産業や地域のイメージとして固有されている場合には、変更によって住民の不満が残ることも予想されるところでございます。

次に、4、新市の事務所の位置の追加資料についてご説明いたします。ここにある表は、第2回の協議会でご説明しました内容、7 ページの別紙3、3市村の事務所の概要、これらのほか、新市の事務所の位置の決定による協議項目や合併するとした場合の事務事業に対する影響について取りまとめたものでございます。

まず、新市建設計画についてでございますが、事務所の位置がどこになるかによって新市建設計画のゾーニングや公共施設の配置、交通体系などに大きく影響を与えるものでございます。

次に、組織機構についてでございますが、新市の事務所をどこにするのか、また、既存の施設の利用の有無によりましては、建物の収容能力の差などによりまして、新市の組織の機構のあり方に大きな影響を与えるところとなります。

次に、建設する場合の財政負担についてでございますが、新市の事務所を新たに建設する場合には多額の費用を要することとなります。参考としまして、平成5年に石狩市役所庁舎が建設された際の事例でございますが、用地費を除きまして約3億4,000万円の費用を要しているところでございます。

次に、市民及び関係機関への周知や契約相手方への通知などが必要となるところでございます。

最後に、住民感情についてでございますが、イメージ的には、新市の事務所となる区域の住民は合併を受け入れやすくなり、その他の区域の住民については、新市の事務所の位置いかんによりますけれども、不満や不安が残ることが予想されるところでございます。

以上、追加資料の説明を終わらせていただきます。

○田岡会長：ただいまの説明の中で住民感情というところは、あくまでも事務局の一般論として書いたものであります。違う考えをお持ちの方は当然おいでになると思います。

ただいま3件について説明をさせていただきました。この問題はいずれも1が決まって2が決まらない、3が決まらないという問題でございませぬので、3件一括で議論に供したいというふうに思っております。議論に入る前に私の方から一言お話をさせていただきたいと思っておりますが、最初の挨拶の段階でも、この協議会の設立目的からいって、市民の皆さんに、当協議会として、合併したときにどうなるかというご判断をいただくための資料として考え方を提供するという役割を持っておりますので、多くの市民の皆さんは、編入か編入でないかというような議論より、むしろ本当に総合的な判断する材料のご提供をしてほしいというのが偽らないところだと思っておりますし、私どももそういう責務を持っているというふうに思っております。したがって、基本的に何とか一つの方向といえますか、考え方をまとめるということに会長としても努力をしていきたいというふうに思っております。皆さんの積極的かつ協力的なご意見をいただければと思います。

それでは協議に入りたいと思っておりますが、どなたかご意見ございますでしょうか。大山さん、どうぞ。

○大山委員：浜益村の大山です。

今回で説明会もう2度、3度と行われておりまして、合併法定協議会の趣旨その他については皆さんがもうご理解されたことと思っております。今までのいろいろありましたけれども、市町村建設計画や諸条件を協議するため、またそれを調整するために多くの時間を使うべきだと私は思っております。したがって、今日、今回この提案されています例えば事務所の場所、それから今会長より提案されました3件につきましては今日決定するべきであると私は考えております。ほかの委員の皆さんにも意見は多々あると思っておりますが、ご協力を私からもお願いしたいと思っております。

○田岡会長：ありがとうございました。

ほかにございませぬか。堀さん、どうぞ。

○堀 委員：堀です。

前回のときにこの3件に対して、ほかの二つのことに関しては早急に決めなければいけないのではないかなというふうに私も考えていましたけれども、新市の名称に関してもやっぱり早い方がいいのか。これは早く決めないと何かありますか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○田岡会長：わかりました。

ないです。ただ、ワンセットで、いわゆるどういう合併の方式があるかということでワンセットになっております。だから、現実に作業をこれから進めるときに、例えばA市という仮の名前をつけていようが、三つの村、町、自治体を名前をつけて言おうが、これから検討する作業には基本的に何ら支障はありません。

しかし、現実にこの三つのことを超えないで、さまざまな新市計画というものの意識が醸成され、一つの共同建設理論というものができ上がっていくのだろうかというふうにして、心理的にはこの三つの要件を超えていかななくては、問題のさまざまな背景ができ上がっていかないのではないかと考えてやっています。ですから、他の協議会において、この新市の名称だけは後に回すというケースが決してないわけではありません。しかし、私どもは提案として、この三つの件を共通の設定事項だというふうに考えて上げさせていただきました。

どうぞ。

○池端委員：石狩の池端でございます。

まず、方式、そして事務所の位置、そして新市の名称と関連項目3点について、意見をまとめて……。

○田岡会長：座ったままでいいです。

○池端委員：よろしいですか。済みません。

前回、2回目の合併協議会の方でも、私の見解としては編入という形を提案させていただいたのですが、言葉という解釈の中で考えますと、今回提出された資料の中で、全項目協議方式及び中心団体基本方式というような、言葉なのですが、こういうものが資料として提出されております。基本的に、新設か対等か、編入か吸収かというような方式に対する言葉だけの感覚で混乱してはいけないのかなというふうに考えております。そして、その内容についても、各区分において、新設と編入合併、この2点について、基本になるのは、編入する側の方が基本となる、土台となるというふうになっておりますが、その補足として、全区域を対象とした総体的な計画もすることが可能であったり、例えば団体機能、それが編入される団体の組織機構をどのようにするかという協議の中で、編入する側の団体の機構改革も必要によってできるということです。であれば、事務的なエネルギー、時間的なものであったり、費用も考えますと、その膨大なエネルギーを考えますと、あえてここでは編入という言葉を使わせていただきますが、編入方式が一番理想的な形ではないかというふうに考えております。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございました。

今の中で、合併の方式の進め方との関係の欄のこの四つのことを、もう少しみ砕いて説明してくれないかということはいかがでしょうか。よろしいですね。

(「はい」の声)

○田岡会長：それでは、そのほかにご意見ございませんか。

田村さん、どうぞ。

○田村委員：厚田の田村です。

前回の協議会で私は、この協議の中で、石狩市の委員さんから新設合併でもいいよというような意見が出た経緯がありまして、私たち厚田村の委員からいいますと、石狩さんが新設でいいのに、私たちから編入でいいですよという、なかなかそういう意見が出しづらい実は状況が私にあったと思います。そういう中で、先ほど来言われている、編入であれ新設であれ、問題は建設計画でどんなことが盛られまして、本当に住民生活がどうなるのだということがきっちり出れば、編入であろうと新設であろうと、私は余りそれにこだわりたくないということでございます。

そんなことで、前回小委員会でも石狩の委員さんに、石狩さん、新設で、本当にそれでまとまるのですかくらいまで言わせてもらったのですけれども、そんなことで、私は新設合併より、よりというよりも、やっぱり編入合併でやむを得ないのかなと。こういうことを言うと、私も地域村民から何だおまえと言われる面もなきにしもあらずとは思いますが、大局的に考えれば、やっぱりそこまで踏み込んで発言すべきだと、委員として。私はそう実は思っております。

それと、事務所については、石狩市の現状、今の事務所、当然だと思いますし、ただ、私は、住民参加という意味から考えると、石狩という名称は全国的にこれは名高いですし、相当のブランドを持っているのだというふうに理解をします。ただ、住民感情から言うと、せめて住民参加の面で公募方式くらいにならないのか。結果として私は石狩市になっても構いませんけれども、そういうことも議論の中に私は入れてほしいなというふうに希望しております。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございました。

○桐山委員：厚田の桐山でございます。

田村委員さんと全く同じ意見なのですが、編入大賛成でございます。やむなしと。常識から考えましても、今までの合併のあれをずっと見ましても、市と町村が合併されている場合は編入。新設ということは今までは例がなかったようなのです。

それから、関連しますので、名称のことでございますが、今厚田村に住んでいて、厚田という名称が大好きで私も住んだわけですが、これも、例えば当別とか新篠津、月形というような合併のところで当別というのと違まして、石狩支庁管内の石狩、それから北海道の母なる川、石狩川、石狩といたら石狩のシャケ、石狩鍋、石狩灯台。今田村委員さんが言われました公募をするということも大変いいことなのですが、新しい名前でもた観光地を売るなんて言っていましたら、全国に知れ渡るまでに相当かかるし、私は厚田の次に石狩という名称が大好きなので、それは石狩で私はいくべきだと思います。そして、所在地は当然現在の石狩市役所と、そういうことでございます。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございます。

どうぞ。

○越智委員：浜益の越智と申します。よろしく申し上げます。

ただいま厚田さんの方からも編入がやむなしという意見もございましたけれども、私は、新設だとか、特にこだわるものではございませんけれども、3市村一つになった場合、同じ自治体の中に住む中で公平であり平等であり、また共有をするという原則に立てば、例えば1市2村、ここが新たに地盤をならして、その上に新市まちづくりの計画を樹立すべきでないかというふうに思うのです。そういう観点から私は、新設合併でなければならぬというふうにも思います。先ほど来、編入という言葉のあやと申しますか、いわゆる住民に対するとられ方、これを先ほどから言われておりますけれども、私は前にも、今のJA北石狩の農協の合併の検討に携わった者として経験上言えば、全部一つにならして、そこから新たなものを立ち上げていくという、先ほど、石狩さんの池端さんですか、膨大な労力を要するという意見もございましたけれども、大事な一つの自治体の建設にそれなりのやはり時間は惜しむべきでない、特に17年の合併期限にこだわるべきではないと私は思うのです。それから、一括して上程されております場所と名称なのですけれども、桐山さんが言われましたように、伝統のある石狩市、これは尊重すべきだと思っております。例えば石狩市浜益地区あるいは厚田地区であっても、これは問題はなかるかなというふうには思っておりますし、また、場所におきましても、北海道の政治・経済の中核となる札幌により近い石狩市、これが妥当であると。さまざまな情報の収集などの面から見ましても有利だと思っております。また、箱物も大きいということで、妥当であろうと思っております。これが1市2村の一つの組織の中で、例えば本庁が浜益だとか厚田だとかというふうにはなかなか現実的には考えられないということの中で、石狩市、今の石狩庁舎が妥当であろうというふうに思います。

特に、前にも戻りますけれども、編入、新設、これはこだわるものではありませんけれども、一たんは全部ならしてから建設するべきだ、このように思います。5年たち、また10年たち、過去にそのことで遺恨の残すような合併は今我々は判断するべきではないなというふうに思っております。

以上です。

○田岡会長：ちょっと私からお伺いしますけれども、一たん平らにするということをもう少し具体的におっしゃっていただければと思いますけれども、その一たん平らにするというのは、精神的に平らにするのか、

例えば新市合併の計画上において、編入合併においても総合的な新しい計画をつくるという、そのことを強調されたお話なのか。ここに書いてありますように、一般的に少なくとも編入される区域の役割や総合計画上の位置づけについて定める必要がある、いや、そのことにこだわらないで、新市合併と同様に、全区域を対象とした総体的に計画することもあるのだと、こういうふうになっているのですが、その一たん平らにしてやるということは、どういう具体的なことをおっしゃりたいのか、ちょっと。

○越智委員：例えば、意識的と申しますけれども、編入というこのことについて、私は特にこだわらないというふうには言っていますけれども、やはり住民としてはなかなかその辺が理解が得られないのではないかなというふうには思うのです。ですから、新市建設ということで、例えばさまさまの1市2村の条例ですとか、あるいは改正しなくてもいいところは、それは共有するところは使っていく、共存するところは使っていくということの中で、全部廃止するというのではなくて、使えるところは使っていくと。それから、例えばいろんな面で、行政サービスだとかいろんな面で違うところは、それは全部廃止して新たに考えていく、立ち上げてくると。1市2村それぞれの環境も違うわけですから、その辺を十分考えながら考えていかなければならない、そういうことの意味です。

○田岡会長：これは私から言っているのかどうかちょっとあれなのですが、あえて言わせてもらいます。

ただいまのご懸念といいますかご心配のことは、当然心理的にといいますか感情的にはさまざまな、編入合併というイメージが、一般社会的に大きいものが小さいものを食うというイメージからいって、そういうことをご懸念されることは多々あると思います。しかし、これまでも何回も言っておりますように、私どもの対等とか平等というのは、まず議論のこの場においてそのことを決して否定していないということで、誠意のある対等の会話がされるという条件があるということをご理解いただきたいと思っておりますし、それから、編入であっても新設合併であっても、今おっしゃられたように、例えば浜益の条例のいいところは残してくれというのは、当然そのことが編入か新設かの問題とはテクニックとしては違う。残すところは当然編入合併であっても残すというのは変わっておりませんので、スタイルとして気になるということはわかりますけれども、作業上といいますか、あるいは会話上対等性とか、それから浜益のいいところが損なわれて全部石狩オンリーになっていくというようなことでは、編入というのはそういうことではありませんということだけは私からあえてつけ加えさせていただきたいと思っております。

小林さん、どうぞ。

○小林委員：何か本論になったら緊張感を覚えました、やっぱり。

僕は、福祉の実践家として常に思っていることは、人間は生まれながらにしてみんな同じだ。この考え方がもしないならば人間社会というやつは不幸になる。ところが日本の国民性の中にはどんなものがあるかという、例えば、あるところで合併をした、私のふるさとで合併した。そうしたら私にいわく、よそ者ですがよろしくお願ひしますと、こう言った。何でそういう考え方になるの、みんな同じではないの、仲よくしようやと声かけを行った。ところがやっぱり人間社会、日本の国民性は特にそうですが、ひがみだとか優越だとか、そういうものがどうもあるのだ。だから、この辺をみんなでなくす努力を払わないとだめなのだ。日本人の底流の中にはこういうものが民主主義になってもやっぱり続いている。それは障がい者と健常者との関係においてはっきりしているものが実例として数多くある。だから、その辺は、生まれながらにしてみんな同じだ、そういう考え方にきちんと立つと。そういう障がい教育も同時進行しながら、私は合併の方式というのはより合理的に、石狩市が優越感を持つだとかそんなものではなくて、編入がいいと。

それから、新市の名称というのは、とにかく1市2村というのは石狩湾をもって結ばれてきた。これは松前藩の関係もあったし、あそこを書いてありましたけれども、大体それによってシャケ文化だとか、それによって石狩湾を通して私はこの三つが繋がってきたように思うのです、歴史的には。ですから、私は石狩

市がこれはいいと。

それから、むだなお金をかけるのはやめれやと。それには、やっぱり石狩市に事務所を置くと、そういうことがいいと。ただし、そこで、前回も申し上げましたし小委員会でも申し上げましたが、それぞれ村民性がある。石狩には石狩の市民性がある。したがって、これは、地域審議会の設置は絶対的なことだ。これは設置をしなければいけない。そして、そこで議論をして、合併に対して真剣に意見具申をしてそれをまとめて、そういうことでないといけない。その審議会というのは2年や3年ではいけない。これは5年とか10年。これを前提として私はさっきの三つのことを意見として言いました。地域審議会なしには合併というのは、これはだめだということでもあります。

○田岡会長：どうぞ。

○後藤委員：浜益の後藤といいます。

北石狩農協から出ていますけれども、私ども石狩農協、北石狩農協、そして共済組合も合併しておりますけれども、これは、ただいま小林委員さんが言われましたように、人間生まれながらにして平等だと、裸で生まれたときから平等だというお話がございましたけれども、私ども浜益、厚田、石狩がそれぞれ130年、140年、歴史、伝統がございます。国民感情といいますか村民感情といいますか、そういう関係で、村にもやっぱり伝統も歴史も残っておりますし、偉大な人物も相当出ています。そういう関係で、私ども農業関係では対等といいますか、お互いに、新設合併と同じように、新しいまちをつくったような格好で農協、北石狩農協でつくりましたし、共済組合もそのとおりで、できました。

そういう関係で、私は小林さんの最後の話には、対等合併ということで、新設がということを期待しておりましたけれども、まさしく、編入合併という言葉が出ましたので、生まれながらにして裸、同等だという意味合いから、何かそがれたような感じがいたしましたけれども、私はこういう問題に対しては、編入合併、新設合併というよりも、新しいまちをつくるという意味合いから、合併という言葉を手からなくてし、とにかく新しいまちをつくるのだということで、私は新しい新市をつくるということに賛成したと思うのです。

これは、浜益村は今2,300人ちょっとですけれども、一時は、昭和37、38年ころは9,800人ぐらいまでもあったのですけれども、いかんせん最近では子供がほとんど旅に出てしまうということで、新しい若い子供が生まれないということで、どんどん人口は減っていますけれども、これはやはり時代の流れといたしますか、これはいたし方ございませんけれども、今の70、80のおじいちゃん、おばあちゃんは浜益に生まれ育って、伝統あるところで、空気のいいところで、観光名所はございますけれども、そういう中で育って、浜益の名前がなくなるというようなことは、これは地域振興ということになれば浜益も残るかもしれないけれども、そういう関係で、私は合併方式は新設合併と。

新市の名称は、私はやはり石狩だと思うのです。ということは、浜益の村そのものは、昔からはがきなり郵便の住所を書くには石狩国浜益郡と。石狩国と書いたのです。そういう関係で石狩はなくしてはいけないという考えを持っていますし、そして事務所の場所ですけれども、これはやはり石狩の今の新庁舎が、新しいというばかりでなくして、札幌に近いということで、これは石狩湾岸の本当に中心ということで、私は具体的に現在の石狩市役所でいきたいと。

ということで、具体論に入りましたけれども、合併の方式は新設合併だと。そして名称は石狩市、そして場所は現在の石狩市役所と、そういうことで考えてございます。

○田岡会長：ありがとうございます。

どうぞ。

○神田委員：浜益の神田です。

今後藤委員の方からも言われましたけれども、また越智委員からも言われましたけれども、私も合併の方

式については、精神的なものからいって、そしてまた住民感情からいって私は新設でお願いしたいと。そして事務所につきましては、当然人口の多い、そして庁舎の新しい石狩市役所、これは当然だと思いますけれども、名称については、3市村が一から新設ということで合併をし、そしてまちづくり、そういうような将来のビジョンができ上がりますので、そういう将来像を住民の人方に見ていただいて、そしてその将来像に対してどういう名称が一番いいのか、これはやはり私は公募でやっていただきたいと。石狩という名称は私は否定するものではありませんけれども、それより以上に住民が親しみやすい、そして夢の持てる新市の名称ができるのであれば、それはそれにこしたことはない、というふうに考えております。

○田岡会長：もう一回ちょっと私からお聞きさせていただきますけれども、後藤委員、神田委員のお話は理解できるのですが、委員としてのご意見としてはよく、それは一つのご意見ですから、決して否定するとかそういうことではございませんけれども、その意見が、今回の合併全体の議論を進めるに当たって、浜益の委員としての役割としては、意見としてはあると思いますが、石狩の住民感情といいますか、三つの自治体の合意を前提として合併というのは成立するというのを考えたときに、その辺はどんなように理解されておりますでしょうか。

○神田委員：私はそれは十分理解しております。ただ、新設であるから、石狩市の住民の方、厚田の住民の方の理解を得られないのではないかと。最初から合併ありきで、そして合併してもらうために、そうしたら石狩市の住民の方の受け入れやすい編入ということで、私どもが頭を下げて、そして編入でいいですよ、というような気持ちはありません。

○田岡会長：編入というのは頭下げるといふ発想ですか。今まで資料をつくったのは一体何だったかよくわからないのですけれども。

編入は対等を否定するものでもなければ新設が対等を、平等を保障するものでもないということだけは会長から言わせていただきます。どうぞ。

○神崎委員：指名をいただきましたので。神崎です。

当然にして出るべき議論がされてきた。いよいよ佳境になってきたと私は受けとめます。前回、こういうお話が起きない限りこの協議会の前進はないと、というふうに申し上げておりますので。

思いもわかりますし、私たちの石狩市が対象にあるとすれば、ありがたいお話だと受けとめさせていただく部分もございまして、今日私どもも出ている委員全員は、公募により、あるいはそれぞれの議会の母体によって選出された委員ばかりでございまして、それぞれの発言がそれぞれの個人の責任によってなされているということをおまじ申し上げさせていただきますと思います。

それで、今日はたまたま資料を提出していただきましたことにつき、事前にちょうだいしておりますが、いま一度、新設あるいは編入の場合のそれぞれの課題についてここで熱い議論をする前に、もう一回検証してみる必要があるというふうに私は個人的には思っています。ある意味では、そういう意味では多少なりとも時間が必要かなという思いでおります。

以上。

○田岡会長：池端さん、どうぞ。

○池端委員：それぞれの委員さんのお話の中から、どうもちょっと私としても理解できないことが数点ありますので、ここでちょっとお話をさせていただきますと思います。

例えば名称、事務所は石狩市でいいと。しかし、住民感情を考えると新設ではなく編入だと。では、その編入と新設の違いの中で、例えば事務所の位置と名前、名称がそのままだとし、いろいろな作業はあると思いますけれども、何か影響してくるかとなると、それぞれの3自治体の法人格を一度解散すると。新たにに法人格を有する、法人格を設立するということですよ。あと、例えば議員、市長、村長、一般の職員なり

農業委員会なり、それら皆さんの全員の失職、そして条例の失効、こういうふうな部分の違いが出てくると思うのです。住民感情を考え、名前はいい、場所も石狩市の、キャパシティーも考えますと石狩市庁舎がいい。だけれども、住民感情を考えると、市長、村長はすべて平等に失職し、議員もすべてみんな平等に失職させるというような、言葉の裏返しになるとそういうようなお話に聞こえてならないのです。そういうところが見え隠れしてしまうと、本当に新設と編入との一番核心に迫る議論ができるのかというふうにもどうしても考えざるを得なくなってしまいます。

本来住民感情を考え、吸収ではないよ、編入ではないよといった部分はどこで皆さんが主張されるべきなのかと、ここが明確に見えてこないというふうには、私にとる判断がちょっとおかしいのでしょうか、そういうふうにとらざるを得ないところがあるのです。先ほども編入の方式の中でうたっていますとおり、例えば全項目において、新市の場合、新設の場合、全項目、総体的な計画という部分の中と、そして既存にあるもの、例えば編入する側の方の既存にあるものに対して、それぞれのまちのいいものをそこに取り入れていくという。であれば、そこに住民感情と。石狩の方式には乗れないよと。それに乗る自体が住民感情を逆なでするのだという話になるのか。それとも、基本ベースは恐らく各自治体においてはさほど差はないところだと思います。しかし、それぞれのまちの中の条例、規程にあるいいものをその中に条例化し、入れていくということであれば、技術的な部分で考えますと、編入だ新設だというような話でとまってしまう部分ではないと思います。それぞれの皆さんの住民感情、果たして本当にどこにあるのかという部分なところで新設と編入という部分を意見交換しなければ、これは本当に堂々めぐりになるのではないかなと。

決して別に石狩の優位性を誇張しながらお話ししているわけではありません。きっとその住民の生活にかかわる大切な部分は、それこそ妥協する場面も出てくるかもしれませんし、それに対して石狩市民が、なぜそれがうちが妥協しなければならないのだと、そういう現実的な部分の議論にぶつかるかもしれません。そういうような考え方でのお話でなければもうその先に進めないということをちょっとこの枠でお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○田岡会長：神崎委員の検討する必要があるのだというのは、今の議事さばきで、休憩をとれという意味ではないのですね。

○神崎委員：私はそういうつもりで申し上げておりません。お互いに議論し合って、議論で物事が解決できるということは、それはそれなりに評価すべきだと思いますが、このような重大な課題は必ずしも理屈だけでは物事は処理できないと、こういうふうに思っておりますので、時には改めて冷静になってみる必要もあるし、個々の一つ一つの課題について再検証してみる必要性もあると、そういうつもりで申し上げさせていただきました。

○田岡会長：わかりました。

○桐山委員：先ほど、編入、名称は石狩、場所は今の石狩市役所、所在地という意見を出した桐山でございますが、今浜益さんの方から言われていることとちょっと関連いたしまして、私は自治組織小委員会の方に所属しております。先ほど委員長の方から報告がされましたけれども、地域自治組織の制度というのは、現特例法では地域審議会というものしか合併特例の中では認められておりません。ですが中間報告がなされて、それも比較対照として事務局の方から出されたわけですが、私は当初からこのことが一番ネックといいますか、心配だったわけです。ですけれども、事務局の方から地域自治体の組織として中間報告で出されたものが一応出されて、論議の対象ということなのですが、最終は11月ごろということになっているようですが、このこととちょっと浜益さんの言われていることが関連すると思います。私は地域の名称等にも絡むと思います。



基礎的自治体の組織の一部として事務を所掌できるとか、法人格なし、法人格あり、これは中間報告ですから何とも言えないのですが、私はいろいろ本などを買って見たりもしたのですが、ニセコの町長さんの試案、こんなのが取り入れられれば、旧市町村の住民としてすごく納得がいくのだがなということの思いながらずっと過ごしていたわけですが、中間報告で多少見えてきたということで、私は率先してこの委員会の方に入らせていただいたというのは、この中間報告で言われている旧自治体に法人格の基礎的自治体ということで置かれてもらえればという希望があるものですから、委員会でも石狩の委員さん方にご理解を求めているところです。ですから、これらと絡みますので、この点、まだあくまでも中間報告ですけれども、全委員さん方に厚田、浜益のことをご理解願えれば、今言われている点についても、地域住民の感情としましても大分違ってくるのでなかろうかなと、そのように感じております。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございます。

今の桐山さんのお話は、いわゆる対等とか、それから将来の地域のアイデンティティーを含めた、もっと平たくいくと地域利益というものをどう維持、醸成していくかというその仕組みがまさに対等な合併になるのでないかという意味でおっしゃられたのではないかと感じております。

これは小委員会を含めた後において、当協議会の中でももちろん議論をすることになるわけですが、私が一番この委員会で冷静になってお話をさせていただきたいのは、制度的に今回種分けさせていただきました二つの方式において、対等だとかそういったことが損なうというふうには少なくとも私は思っておりません。編入だから一番懸念される部分が実は一方的に石狩オンリーになっていくのだという懸念だけは、今桐山さんがお話しされたようなことも含めてあり得ないと。むしろそのことは考え過ぎでないでしょうかというふうに申し上げたいのですが。

したがって、編入がなかなか感情的に理解できないというこの誤解を払拭するためにもあえてこういう資料を出させていただいたのですが、やっぱりどうしても感情論といいますか、そういう住民感情論というものを背景にしたときに、こんな資料ではご理解はできないということになるのでしょうか。神田さん、いかがでしょうか、その辺は。後藤さんでも結構なわけですけれども。私は少なくともその感情論を消すということで、もっともっと冷静な判断をするための資料という意味で。

○越智委員：資料的には特に。このとおりです。

感情とかと申しますけれども、ならば私が言わせていただきたいのですが、田岡会長は、ご自身が、この合併が新設であってはならないのかという、その辺の意向を聞かせてほしい。なぜ編入にこだわるのか。先ほど来のそういう物の進め方について、私はそのように感ずるのですけれども、

○田岡会長：それは意見の立場が違うから会長の進行の仕方が気に入らないというだけでないでしょうか。どこがおかしいですか。しゃべらないからしゃべってくれと言っているのです。

私の意見を今お話しするのはちょっと差し控えてください。会長としてこういう方式がいいのではないかというのは、まだ議論の半ばですからちょっと。ただ、議事さばきが、どうも市長は編入合併の方式だと言われるのは心外だということだけは言わせてもらいます。

では、坪田さんどうぞ。

○坪田委員：一般公募というところの石狩しかないのですね、こう見ると。違いますか。いますね。こっちにも、厚田の方もいらっしゃるのですね。

難しいことはちょっとよくわからないのですけれども、私が例えで考えると、借金もあるし貧乏な者が結婚するときに、そこにいっぱいお金をかけないで、これからの2人の新しい生活にお金をかけた方がいいというふうに思うのです。それで、それじゃなくても合併ありき云々というときに、市民がどう判断するかわ

からないですよね。そういう中で、借金もあって貧乏な者同士が、そこにたくさんのお金をかけるか、それとも、そこは安く済ませて、生きてきた生育歴が違うわけですから、それぞれの個性を大事にしながらこれからの新しい生活にお金をかけるかと判断したときには、きっとこれからの生活にかけるのだと思うのです。

それに、何か聞いていると、養子に入るか、それともどっちの姓をとるかとか、そういうふうに思うのです。でも、それは問題ではなくて、愛し合った者同士がこれからの生活を立てていくときのことを考え、そこを周りの親戚は騒ぐかもしれないけれども、どっちというのではなくて、やっぱりこれからのお互いを本当に大事にしながらこれからの生活を考えていった方がいい。そのときに新しい生活の方にお金をとっておいた方がいい、それが一般市民の意見です。

○田岡会長：わかりました。

伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員：厚田の伊藤です。

先ほどどちらの田村さん、また桐山さんからお話しありましたように、私は編入でも差し支えないと思っています。入り口の問題でなくて、やっぱり中身の問題が今後十分検討される、時間を要する内容になると思います。それで、この協議会の構成を見ましても、我々の10倍の人口をお持ちの石狩さんが10倍の委員さんを持っているかといったら、そういうわけではなくて、石狩さんは18人、我々は11人ずつ、浜益さんと厚田さんが11人ずついるというようなこの構成を考えてみても、小委員会では当然それなりの平等な立場できちとした議論を進めていってもらえるものと思いますし、むしろこの入り口より、その小委員会の中でどれだけ、我々厚田であれば厚田の村民の意向といたしまししょうか、希望といたしまししょうか、新市にかける望み、その辺の部分、また、今まで受けた行政サービスをできるだけ落とさない形の中でやっつけけるかという議論の方がむしろ大事だと思っています。ですから、私はこの部分の編入については賛成します。それから、庁舎についても石狩でよろしいのではないかと思います。

ただ、名称については、若干やっぱり思い入れがあるのではないかなと思いますので、その辺はちょっとご検討いただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○田岡会長：そのほかご意見ございますか。

小池さん、どうぞ。

○小池委員：小池です。

私は前回の会議で、合併の方式は編入よりも新設の方がいいのではないかと申し上げたはずですが、その理由は、やはり何といたっても厚田、浜益の長い歴史と伝統のある村ですから、そういうところに長年住んでいらっしゃる住民の皆さんが素直に編入に納得するだろうか、そういう懸念が実はあったから申し上げたはずですが。前回の会議では両村の委員の皆さんから余り発言がなかったので、どういう展開になるのかなというふうなことで、大変関心を持って今日の会議に臨みました。大変エキサイティングして、ある意味ではいい、これからどんどん議論を進めていく上ではいいことだろうと思います。そして、私が最初に申し上げました、編入よりも対等、対等というか、新設合併については、今のお話を伺っていると、どうもフィフティ・フィフティのような感じがするものですから、もし仮に両村の委員の皆さんが編入でもいよとおっしゃるのであれば、私は、私の意見を軌道修正するのにいささかもこだわりはありません。

それからもう一つ、ちょっと脱線ぎみですけれども、この会議に出席するために石狩市役所からバスで参りました。1時間ちょっとかかるのです。浜益と石狩の間、縦長ですから、1時間ちょっとかかるような広域にありますと、特にこちらから選出される議員の皆さんであるとか、あるいは各種団体の会議を石狩市で開くということになりますと、これは往復2時間、3時間ぐらいかかるのか。そんなことを考えましたら、

これはご苦労さまなことだなということを実は実感として持って参りました。

以上です。

○田岡会長：福沢さん、どうぞ。

○福沢委員：厚田の福沢です。

私の立場としましては、非常に申し上げづらいと申しますか、委員といいながらも役職名で、議長という形は協議書の中では、村長さんたちと同じく、いい悪いは別にしても、名なしのごんべえでここへ来るという形になっている。

今の議論を聞かせてもらって、私一番大事なことと申しますか、私どもが一番心配しているのは、協議会を立ち上げたといったときに、この協議会に来たら合併に向かって協議するものだというふうにならずと理解していました。ところが、先ほど前段でもありましたように、合併を前提としない協議会だよと言って、今やっていることが全部合併に向かって行って、そこからちょっと外れようかなと思ったらそこへ引き戻すような形でしょう。

私は、この協議会を立ち上げたときには3首長さんのリーダーシップというのは物すごい、合意、そこまでいった力というのは、やっぱり一番中心になっているのですから、この協議会の、そして一番今この大事なところについても、3首長さんがどう思っているのだということをはっきりと出さなかったら、先ほど浜益さんの越智さんから言われたように、編入でいったら恐らく大多数の人は、石狩さんが、編入ですから、主体になるだろうと。そうしたら首長さんはそのままつながるわけです。絶対に違うというのは、新設をやったら3首長さんが全部なくなるということ。だから、それでもいいですよと申して、腹を決めてこの会議を開いてくれているかということをお聞きしたい。越智さんと同じ気持ちです。

だから、そこを通過しないで、自分たちが早く色を出したら後々困るのでないかという気持ちもわかりますけれども、議会として、首長がある程度主導権で自分の意思を出さないで今新設だ編入だといったとき、うちの議員さんは気持ち大きいのですから、先ほどから聞いているように、地元へ帰っても自分で責任とります。編入で申して、村民を納得させるだけの力があるのです。ですから心配しないでいただきたいと思えますけれども、浜益さんがそういう立場の中でやっぱり住民感情、自分が納得するのではなくして村民を納得させるのだ、これから。でしょう。

ですから、首長さんが色を何も出さないのにここでそんなに議論しても、結果が出るのでしょうか。あの人の意見はだめで、こっちの人の意見をとると申すのがちょっとわからないのですけれども、間違っているのでしょうか。

○田岡会長：わかりました。

一番最初の当協議会が始まったときに、この三つの意見を提案させていただくときに、会長案なり事務局案なり、一定の提案の仕方に何通りかの方法があると。あえて私は、協議会という性格、議会に提案してその賛否を問う議会の運営方式とは違って、各委員のそれぞれの意見の中で当協議会をまとめていきたいという基本的なことをお話しさせていただいて、したがって、あえて提案は、石狩市に編入する、石狩という名称にする、石狩という事務所にするといったような形、そういう固定した考え方を出不出で、さまざまな議論の中で答えを出したいということをお話しして、皆さんそれでその段階で今のようなご発言がなかった結果こういう議論を重ねさせていただいているわけですから、この場になって会長の意見を言えと。そして、それが出ないのは、卑怯なりとは言わないのですけれども、議事さばきとして大変問題があるというお話になっているということは、これまでの経緯ということになったら、なぜそれは最初の段階で言わなかったのかということ、今の段階で、私の発言が支配的な発言になって行って、この協議会は対等、平等な協議会の話し合いが本当にできるのでしょうか。むしろ私は、逆に言わせていただきますと、私の意図が見え隠れするな

ら、そのことをむしろ的確にご指摘していただいて、修正するところは修正させていただくというのが私の議事の進行の進め方だと思います。

ただ、私個人に意見がないわけでもないですし、それから、当然3首長とさまざまな話し合いを、経過は持っております。ですから、そここのところからあえて始めさせていただかないといった私たちの考え方について、言わないのは問題ありという発言については、いささか反論させていただきました。

大山さん、どうぞ。

○大山委員：浜益の大山です。

私は、合併の方式につきましては編入。なぜならば、手続に要する期間や時間が膨大にかかるからでございます。新市の名称につきましては、知名度、ブランドの確立、総合的に判断しまして石狩市、新市の事務所の位置につきましては、設備の大きさ、それから新しさ、そういうものを総合的に判断して石狩市でいいと思います。なお、この合併協議会に当たりましては、私は市町村合併が成立しても、死ぬまでこの浜益村で生活します。したがって、住民の公共サービスのレベルが低下することだけはぜひとも避けたいと思っております。それは私だけのためではなくて、この地域に愛着を持って、最後まで住みたいというふうに願っている住民のためでもございます。したがって、市の名称、場所、それから庁舎の位置などについては全くこだわりはございません。是が非でも住民の公共サービスの維持、できれば今よりもよりよい、住みよい地域にするための努力、そういう結果をつくり上げる、そういうチャンスが今回の合併協議会だと私は思っております。したがって、このために私は全力で力を尽くして頑張りたいと思っております。

以上です。

○田岡会長：熊倉委員、どうぞ。

○熊倉委員：現在、今非常に力強いお話があったわけですがけれども、先ほど私どもの神崎議長さんがおっしゃられているように、私は個人的には、非常にこの問題については自分なりに理解もしているつもりでございますけれども、私どもは、やはり会派の代表という形の中で議員は、私は出てきております。その中で、個人的なことを言えば、今申し上げましたように非常にあれなのですけれども、何となく議員の仲間の中では、今正直言って力強い浜益さんとか厚田さんの今のような話がありますから、私はむしろ帰って地域の、厚田、浜益さんはこんなに考え方がすばらしいよと、こうむしろ言ってあげたいぐらいなので、むしろ私ども議員の方が消極的な考え方を持っているのではないかなという、こういう気持ちで私はいっぱいなのです。私は、本当は厚田さんと浜益さんの委員さんが力強く言うておられるようなことで考えております、本当の話は。

越智さんとか後藤さんが言われている部分もよく私も理解しております。しかし、だけれども、この新設なのか編入なのかという論議にいったときには、最終的には編入にならざるを得ないのかなという考え方は持っております。

以上です。

○田岡会長：早い方からどうぞ、中野さん。その後佐藤さんにまいりますので。

○中野委員：石狩の中野でございます。

私の方から、石狩の委員の方から結論と申しますか、と言うと失礼だと思いますけれども、石狩委員の方から申し上げますと何か申しづらいところがありますけれども、しかしいろいろと今まで聞いておまして、厚田の方々、そしてまた浜益の方々、ほぼ私たちの考えと同じような方向に向かいつつあるのかなということで、非常に力強くも思っておったところでございます。

しかし、あに凶らんや、浜益さんの方から強いまた異論が出てまいりまして、それはそのとおりでございます。その地域の方々、住んでいるの方々にとりましては、私たちの石狩に住んでいるの方々とは違っていて、強

い、根強いその辺の愛着と同郷心といいますか、そんなものは持っておりまして、そのような意見が出てくるのは当然だと思います。

それで、今日は合併の方式、新市の名称、そして新市の事務所の位置についての今ご意見を申し上げているところでございますが、まず合併を前提としないところで私は意見を申し上げたいと。このようになっておりますから。

それで、まず合併の方式につきましては編入合併、そして新市の名称につきましては石狩市と。さらにまた、新市の事務所につきましては、これは現在の石狩の市役所を事務所というふうに私は考えております。それはなぜかという、皆様ご承知のとおり、何と申しましても石狩市、その中心、事務所の中心、人口の密度、あるいはまた産業経済の発展性、そしてまた今後のいろんな産業の発展性、地域を考え、さらにまた大消費地を抱えている札幌市に近いところ、あるいは情報発信のその辺の条件の有利さ、この辺から考えますと、私は今言ったような方式、名称、事務所を考えているところでございます。

以上であります。

○田岡会長：ありがとうございます。

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤委員：地域自治組織という言葉してみれば市民、村民の考え方、これはどうしてもしゃべらないで帰るわけにいかないなということで、私は申し上げたいのですけれども、石狩は、この間選挙がありまして、札幌合併札幌合併で、指針は何もない、ただ札幌合併で約2,000票をとった議員がおります。そしてまた、花川南という、私の地盤ですけれども、30年前を振り返ると、札幌と合併するのだと。むしろ札幌市民になれるのだということで、だまされたのかどうかわかりませんが、当時、30年前は石狩は8,000人です。そこに北海道のあらゆるところから合併してきたのです、はっきり言って。石狩がいいなということで合併したと、私はそういうふうに言葉を使わせていただくのですけれども、今なぜ石狩に来たのですかと私が聞かれたら、私は富良野出身ですけれども、富良野は今「北の国から」というところで二百七、八十の農家があったのだけれども、わずか5年か6年で200切りました。当時は農業が非常に大変だったので、農業を切りかえて息子さんたちはまちへ出る、そういう時代でしたから、私はたまたま建築をやっていたから、だんだん建物は少なくなるし子供は大きくなる。さあどこへ出よう。旭川へ出ようか富良野へ出ようか、いろいろもめた結果、札幌に近い石狩がいいなということでここに来て、非常に感謝をしているわけです。そういう体験を今考えてみますと、確かに今浜益さんの言うふるさとが大事だという、ここで死ぬのだという気持ちは、私も今でもすぐ1年に1回はふるさとへ帰るから、それが懐かしくてそうなるのですけれども、実際にやってみたところが、やっぱり文化の進んだ、年とってからの住まいにしてみれば便利のいいところが幸せでございます。これは現実に経験して、よかったなというふうに考えていますのでこういう話をするわけですが、ただ、あのころと今を考えたら、交通便も非常によくなっているし、私は建築ですから、厚田の仕事にも随分来ていますし、札幌じゅうも駆け回っています。江別とかいろんなどころ、野幌とかいろんなどころへ行きます。ですから1時間以上の交通費はかかっていますけれども、それが生活に物すごい影響を受けているとは思っていません。それが自分の持っている範囲だというふうに解釈すれば、別に苦しくないのです。ですから、厚田に私働きに来ていても、2カ月ぐらいすると何も遠いという感じがなくなって、これが当たり前みたいになって、そういう生活ができました。そういうことを考えて、どうぞ皆さんもう一歩、何で合併しなければならなくなったのかをもう一回考えてほしいなど。

合併は前提にしないとか滑ったと言っていたって、どっちにしたって1万人以下の市町村は合併せざるを得ないのではないのですか。これはだれがやってしまったか知らないけれども、結果的には国も借金みんなも借金……。

○田岡会長：いや、そんなことはないですよ、佐藤さん。

○佐藤委員：いや、そんなことでない。やっぱり合併するのは……。

○田岡会長：制度上はそんなことにはない。

○佐藤委員：そうかもしれませんが、やっぱり生きていく上にはそういうことも考えなければならぬかなと。

○田岡会長：ただ、国の中間報告はそう非常に読み取りやすいといいますが、そういうことを示唆しているということは言っていますけれども。

○佐藤委員：それはそうでしょうけれども、現実の問題、このままでいいのかといたら、2回目のときにも厚田の村長さんが言いましたけれども、実際は合併はしたいとは思っていないのだけれども、しなければならぬだろうという話もございましたように、これは何ぼ格好つけてみたってしようがないと思うのです。結果的には自分らの将来、子孫のことを考えたら、今何をやらなければならないかを考えれば結論は出るわけですから、場所についたり何だり、そんなことには余りこだわらなくてもいいのかなと私は思います。

どうぞ皆さん、私もつらいのですけれども、市民の、花川の人たちは、札幌と合併した方がいいのだよ、何もそんな貧乏なところとやることないべなんて、そういうことを言う。そういうことを言う人がいるのですから、実際に。冗談じゃない、そうではないのだと言っても、佐藤さん、何調子に乗っているのだみたいなことを言われると、そうではないのだよと言うのだけれども、本当に地域の私ども村民、市民とすればこれは重大な、大変な問題なので、もっともっと話し合っ、自治会の人たちは、特に町内会の人たちは腹割って話ししながら決定していただければいいなと思っています。よろしくお願いします。

○田岡会長：長原さん、どうぞ。

○長原委員：合併の方式についていろいろ議論されているところですが、先ほど浜益村の何人かの委員さんがおっしゃられた精神については、私は支持したいというふうに思います。

合併問題を、なぜ今合併が議論になっているのかということが一つの背景としてはありますが、同時に、合併に向かう精神は何なのかということも、なぜ合併しなければならないのかと。目的は何かということも十分に考えてみることも私は必要だと思います。

先ほどからいろいろご意見出ていますが、私は、最低限避けなければならないのは、仕方ないから合併するのだと、やむを得ないから合併するのだと、こういう合併だったらしない方がいいと思うのです。そういう議論もしない方がいいと思うのです。そういう合併ではあってはならないし、仕方なし合併にしてはならないと思います。牧野村長さんからも何度かいろんなご意見が出されておまして、本来は合併したくないのだと。しかし、合併したくない中だけれども、このままではやっていけないからせざるを得ないかと、将来に向けてと、こういうご議論も確かにありますけれども、それは11月ぐらいを見ての、今後の地方自治体の制度のあり方ということも十分に見きわめなければなりませんけれども、仕方なし合併という形で進むならば、それは必ず将来に何らかの形で大きな禍根を残すことになると思います。地域住民にも大変大きなしこりが残ることになるだろうと考えています。地域住民にしこりを残したような合併というのは、これは相当長期間、20年、30年にわたって、それはいろんな形で言われることとなります。札幌市内にもそういうのはあります。例えば豊平地域、手稲地域など、その当時のしこりがいまだに残っているという話も聞くわけですから、私どもはそういうことはぜひとも避けなければならない、こういうふうに考えるわけでありませぬ。

したがって、合併に向かう議論ということであえて言うならば、合併を前提として申し上げるわけでありませぬが、あくまでもこれは対等で、新しいまちをつくる、そのためには過去のを捨てる、そのためには相当の痛みも伴うと。つまり、各市町村役場のリストラというようなことも当然出てくるかもしれません

し、今までのいろんなそれぞれのまちのすぐれた制度などについても、再検討せざるを得ないというような問題も出てくることになるのではないだろうか。そこを避けて通ることはできないと、このように思っています。

以上です。

○田岡会長：どうぞ。

○牧野副会長：ちょっと私から一言。

何か前回の私の発言を、二、三出ているのですけれども、ひとつ誤解をしていただきたくないのは、私は合併しなければだめだと言っているわけではないわけです。今こういうご時世の中で、私どものいわゆる村自体、いろんな部分で見て将来を考えると、合併も一つの選択肢として当然考えていかなければだめだと、ならないだろうということを申し上げているのであって、前回申し上げた言葉の中で、これは正直なところ、村民の感情、心情として、今まで培った歴史あるこういう一つの、これは浜益さんも先ほどから出ていますけれども、全く私どもも同感で、本当にこういったいわゆる村一つをなくするということには非常に忍びがたいものがあるというのは、これは村民として当然な感情でありますから、これを理解していただきたいなというふうに思うわけでありませう。

ですから、私は今ここで合併の方式、あるいは事務所の位置だとか名称だとかというのは、これは大変重要な問題ですけれども、これは、今何回も申し上げているように、これからのこの3地区あわせた中で将来どうしていくかということ、まず中身の検討をすることが一番大事だろうと。私はその中身のことを早く村民に示してあげたい。今ただここで編入だとか新設だとか、あるいは名称だとかいつまでもやっていると、中身に入っていけないわけです。

私は、合併するかしないかということは、そのものをもって一つの村民のいわゆる判断を仰ぎたい、意見をいただきたいと、こう思っているわけでありまして、そういった意味で、私はやはり今のご意見を十分闘わせた中で一つの結論を出していただいて、そして早く中身、それぞれの専門部会なり委員会の中で、本当の意味での中身に議論をして進めていただければなというふうに思っております。

○田岡会長：それでは飯尾さん、どうぞ。

○飯尾委員：石狩市の飯尾でございます。

前回私は、合併の方式は新設がいいのではないだろうかということをお願いしました。それはなぜかということ、合併ということにおいては精神的に対等でなければならないということをお考えなければならないということからでございますが、あれから月日がたちまして、いろいろ資料を読んでおきますと、合併することにおいて対等でない合併というものもあり得ないのではなかろうかと。それであれば、テクニク的な問題である新設だとか編入ということは大した問題ではないのかなというふうに感じてきております。それより、新しい行政システムをつくらうというときに、むだな労力、むだなお金を使うよりは、極力入り口の労力は少な目にして、これからの新しいことを考える上で、そういう方法を考えた方がいいのではなかろうかと思っております。ということから私は、合併の方法は新設から編入というふうに意見が変わりました。それと、もちろん事務所は石狩市、それと、名前だけは、いろんな意見があるとお聞き、私は新しいものが好きですから、できれば新しい名前にしていただきたいなと。それも行政コストを考えまして、全く違う名前というよりも、石狩市の石狩を平仮名にしたらいいのではないかなと。その程度の名称変更はした方がいいのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○田岡会長：河合さん。こちらの方からひとつ。

○河合（雅）委員：河合雅雄です。

いろいろな意見あるわけですが、私は議会でも、石狩の発展なくして厚田村の発展はないということで発言をさせてもらっています。十何年か前ですけれども、今の231号線の石狩大橋が、あのとおりに8月になったら3時間もかかるというようなことで、河口に新しい橋をつくるべきでないかというようなことで、当時の永井さんにも随分お願いしたし、うちの村長も札幌圏の中でそういう提案もしております。

考えてみますと、私ども、昔は冬なんかは石狩まで歩かなければバスもなかった時代ですけれども、今は完全に石狩、花川を中心とした私どもの生活圏なのです。というのは、政治はそんなようなことで無論のことですけれども、経済においても文化においても、厚田村は高校もない、買い物にしてもほとんどが、ここにセイコーマートさんもありますけれども、望来ではもう今年から店が閉鎖して、セイコーマート1軒と小さな店しかないというようなことで、振り返ってみると私どもの生活圏が、たまたまこんな場で言っているかどうか分かりませんが、夜になったらお食事するところも余りないというようなことで、花川に行って、田岡市長から、厚田から来て税金を払ってもらってどうもありがとうというようなことを言われております。本当にそんなことで、高校も随分お世話になっておりますし、病院はもちろんのこと。

そんなことで、余り名前だとか編入だとかなんとかというのではなく、編入という言葉には多少抵抗がありまして、先ほど田村さんも、議員からも言われたように、編入やむなしという。私ども、やむなしという言葉、小学校、100年続いた発足小学校が今年の3月で閉校しました。その時点で、教育長も来ておりますけれども、そういう中で、私どもの結論、地域として出したのは閉校やむなしということでございますので、私は編入やむなしというようなことで、よいのではないかと思います。

庁舎についても、先ほどの説明の中でも、当時の石狩市が平成5年にやったときに38億も土地を抜かしてかかったということであれば、それなりに、今どなたかおっしゃったように、若い2人が結婚するのに、今お金をそんなにかける必要がないのではないかと。

ただ、私一つだけ、先ほどもお話ししましたけれども、田岡市長が会長として紳士的な発言ということをして2回強調して言っております。ということは、私はこのことは非常に大事だと思います。というのは、合併するにしても、例えばお見合いの席で、おまえみたくないけれども、体丈夫そうだから農家だからもらってやるなんて言ったら、果たしてこの話がまとまるかどうかということを考えてときに、お互い真摯な気持ちで、何でも言えばいいというものではないと私は思いますので。

以上です。

○田岡会長：どうぞ河合さん、隣の河合さんに渡していただけませんか。

○河合（英）委員：厚田のもう一人の河合で、河合英治といいます。よろしく願いいたします。

合併の方式でありますけれども、厚田の場合4人の方が編入、あるいは編入やむなしというような意見が出されましたけれども、私はやはり、この合併は新しい出発でありますので、新設合併というのが妥当であろうと思います。先ほど以来いろんな方々から、新設であると膨大な人的労力、あるいは金の面でもかなりかかるというような話も出されまして、それは理解するのでありますけれども、歴史的なことであります。私は、先ほど言いましたけれども、新設でいくべきだと、このように考えております。

また、新市の名称でありますけれども、石狩という名前はいろいろな角度から考えましてもなくするわけにはいかない。しかし、新しく出発するのでありますから、ほかにも例もありますけれども、新をつけたい。新石狩市と、こうしたいと思います。

事務所の位置については、いろいろ経済的な面から考えましても、現在の石狩庁舎というのが妥当だ。妥当だというより当然だと、このような考え方を持っております。

以上であります。

○田岡会長：議論はそろそろ出尽くしたという感じでよろしいでしょうか。ほかにご意見。



どうぞ。

○阿部委員：最後になって厚田ばかりしゃべっているようなのですが、厚田の阿部でございます。

私は、そろそろやはりこの辺で、私が仕切るわけではないですけれども、結論を出すべきだと思っております。私は、そもそもこういう時代ですから、少子化とか高齢化だとかということで、税金を払う人よりも使う人の方が当然多くなっていくという、こういうところを踏まえたときに、厚田村単独で果たして、財政的にも厳しくなっていく中で、村長を擁護するわけではありませんけれども、将来的に不安があるということで、今回この1市2村の三つ一緒になったときのスケールメリットと申しますか、そういったところで何かいいものがつくり上げていけるのでないだろうかというふうな形でもって私は進んできているというふうに思っております。ですから、本当に皆さん大変いい意見出されたと思います。ですけれども、村民に対する感情的な面というのは、私も含めてですけれども、やはりある程度は、説得というよりも理解してもらわなければならない部分ではないのかなというふうに考えておりました、もはやこの協議会も3回目ということであれば、私は早く中身に入っていくべきではないのかなというふうに考えております。ですから、うちの委員さんもおっしゃっていますけれども、私も編入で一向に構いません。問題は中身の議論、討議によるものだと思っておりますので、位置についても名称についても現状のままでも何ら私の生活が変わるわけでもございませんし、一般住民の人が、合併したからといって明日から生活が変わるとかというものでもない。私は言っています。仮に合併しても生活は何ら変わりませんよと、かえっていい方向になるように議論はしていきますということを住民の方々にも私は言っておりますので、なるべく早くやはり中に突っ込んでいくべきではないのかなというふうに考えます。

以上です。

○田岡会長：ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。どうぞ、加納さん。

○加納委員：石狩の加納です。

私は新市建設の方の委員会に所属しておりますので、2回ほど委員会を開いて、前回は特に参加された委員さんが、編入とか新設とか関係なしにして新市構想について本当に発展的なご意見を、またいろんな問題点、提言含めていっぱい出されました。その中では新設だ編入だなんていうことは、思っている方もいらっしやったのかもわかりませんが、少なくともその提言や課題の中ではそのような部分に触れるようなことはなかったと思うのです。本当にその中で皆さん真摯に、新しいまちはこういうまちなしていくべきだというような発展的な話がいっぱいありまして、当然このまま中身に入っていくような、そんなような委員会だったと思うのです。

今日ここでは、基本的なことですから、今日ここで決めていくというか、そういう方向性を多分見出していくのではないかと申しますけれども、先ほど来言われているとおり、やっぱり中身がこれから問題になるわけですから。ですから、さっき言ったように、事務的なそういう、例えばお金が当然ないのはわかっていますから、そんな夢を描いている人なんかそんなにここに集まっていないと思います。現実路線として、しっかりそういう部分では、新しい市庁舎を建てるなんていう話にもなかなかかなりづらだろうし、そういうことを考えると、現状の中で、今現実を見たときに、何が一番現実的なのかなということを皆さんも感じていると思うのです。ですから、私は精神論はわかります。精神論と、でも現実とは違うということをしっかり見きわめて、その皆さんが思う精神論に近づいていけるようなまちづくりを具体的に進めるようなことに議論されていった方がよろしいのかなと思うのです。そういうことを考えると、私も今まではっきり何々とは言いませんでしたけれども、そういう意味では編入で、石狩市の名称。

私は、皆さん歴史云々という話をされますけれども、それは石狩も厚田も浜益もみんな歴史があるのです。

ですから、厚田、浜益さんだけでなく、石狩も400年の歴史があるまちですから。ですから、そういうことを考えたときに、名称にはやっぱりお互いにこだわるべきだと思うのです、私は。ですから、その中で、公募で決めるとかなんかということではなくて、本当に石狩の名前の優位性だとかいろいろなことを考えたときに、そういうところはやっぱり合理的に使うべきでないかなと個人的には思っています。ですから、そういうことを考えると、名称も石狩にするし、それから事務所の場所についても、先ほど言ったように、石狩の役所も決して立派ではありませんけれども、あの程度の役所でも38億もかかっているわけですから、これは新たにつくるなんていう話にはなかなかかなりづらいですし、それだけのお金があったらもっと住民福祉だとか、市民の皆さん、住民の皆さんに喜ばれるような、そういう施策の展開に私は財政を使った方が喜ばれるのではないかと思いますので、そういう現実を見たときに、おのずとそういう判断がされてくるのかなと思います。

以上です。

○田岡会長：ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声)

○田岡会長：出尽くしたというよりは、そろそろここらあたりで次なる展開を、内容に進むべきでないかという意見が出されてきました。会長として、石狩市長としてというよりは、むしろこの協議会の会長としてさまざまな意見を今集約させていただきまして、会長として皆さんに、こんな形でご判断をしていただいてよろしいでしょうかということをご提示させてもらってよろしいでしょうか。いや、もっと議論すべきだというご意見、あるいは、私どもはこの協議会というのは、合意を前提に話し合いを続けていきたいという最初の話がありましたので、私自身は、多数決で決めるというようなやり方より、議論を尽くし、その上で最善というよりは、よりこの中で議論の平均点をとっていきたいというふうに思っておりますので、一回休憩をとりまして、専門の先生方のご意見なども踏まえ、会長、副会長と3人で一回協議の時間とさせていただきたいと思っておりますので、4時まで休憩させていただければと思います。

(休憩)

○田岡会長：それでは、引き続き会議を再開させていただきます。

(発言する者あり)

○田岡会長：どうぞ。進行上の問題ですか。何の問いかけですか。

○長原委員：先ほど、議長としての立場で3市村長の意見をまとめて、ここら辺で仕切りというようなご発言がございましたけれども、私は、先ほど神崎議長もおっしゃっていましたが、これだけ重要な問題ですし、それぞれ意見がかなり分かれているところでもありますので、この問題に関しては一呼吸置くことが必要というふうに私は思います。したがって、今日これをすべてをここで、多数決ではありませんが、結論を出してしまうというのは少し性急かなという感じを持っています。

また、合併の形態ということが必ずしも決定しないからといって、他の作業、小委員会等の作業が全くできないということにもなりませんので、それらのことも並行して進めることは可能と思われまますので、そういった作業の進め方が望ましいというふうに考えるわけでありまます。

以上です。

○田岡会長：会議を閉じるに当たって今日の私からの提案をさせていただきたいということで休憩をとらせていただきましたが、休憩後にただいまのような、今日結論を出すべきではないという意見が出されました。私としては、議論がし尽くされたとは思っておりませんが、皆さん方、どうでしょうか、時間を延ばすという、先送りするということではないと思いますが、さらなる議論を行う必要があるかどうかということについて、その辺ご意見いただきたいと思っております。

堀さん、どうぞ。

○堀 委員：石狩の堀です。

私は前回のときに、この合併の方式を決めるときに全然新設ということが厚田からも浜益からも出てこなかったということにすごく疑問を感じていました。それで、今日は浜益の方たちからたくさんそういう意見が出て、ああ、やっぱりそういう考え方があったのだというふうに思っています。

ただ、私は、前回からの資料をずっと目を通してきて、本当にどういう方式がいいのかなというふうに考えていきました。それで、前は、この合併に関しては新設がいいだろうというふうに考えていたのですけれども、いろいろなことを考えまして、編入がいいだろうというふうに考えています。

それで、今日この方式を決めるということをしないと、小委員会の話し合いもなかなか進んでいかないという状況にあるので、私は今日この合併の方式を決めるべきだというふうに考えています。

○田岡会長：わかりました。

どうぞ。

○神崎委員：神崎です。

一連の取り進めの進め方について、理解をします。しかし、その進める過程の中の処理について、取り返しのつかないような事態が発生するような取りまとめは極めて慎重にしなければならないという気がします。流れとしては、ほとんどの委員の皆様方がある程度確信を持ったのではないかと思います。それだけに、慎重に処理をされることを望みます。

○田岡会長：次の協議会の日程はいつですか。

○事務局：8月28日を予定しております。

○田岡会長：ではちょうど1カ月後ぐらい。

○事務局：ええ。

○田岡会長：その間に結論を出さないことによって、何か具体的な作業上の支障はありますか。

(発言する者あり)

○田岡会長：ちょっと待ってください。その委員会の、何か具体的にある。作業がストップしてしまうから。

これからの、今日の取り扱いについて結論を出すか出さないかという問題ですが、これは今事務局と打ち合わせた結果なのですが、1カ月後の協議会においてさらなる議論を深めながら、次回に結論を持ち越すということによりまして、小委員会の作業が具体性を欠いた議論を重ねることになる。ちょっとスケジュールは、お盆が入るとかいろんなことがあるのですが、しかし、この上どうしてももう一回議論を重ねなくてはならないという何らかの理由はございますでしょうか。

○長原委員：浜益の委員さんを中心に多数の方からの……。

○田岡会長：多数か少数かわからないのです。

○長原委員：厚田からもありましたけれども、それぞれ二つの問題の両方の意見が出されている中で……。二つの、両方の意見が出されたわけですね。

○田岡会長：はい。

○長原委員：そのことについて、必ずしもではこうしようという合意がそれらの議論の中で、ここですべて形成されたというふうにはなかなか思いにくいので、いま一度今日の議論を持ち帰って検討する時間が必要ではないですかということを私は申し上げているのです。

以上です。

○田岡会長：持ち帰ってそれぞれの委員さんが検討すると。

○長原委員：そうです。一方的に決めるのはどうですか。

○田岡会長：飯尾さん、どうぞ。

○飯尾委員：進め方に関してですけれども、大方の委員の方の意見が出そろったと思いますので、ここで一たんは議長である会長が提案という形で成案を提示していただいて、それについて、協議から審議というふうに切りかえまして、全会一致ができそうになれば次回に持ち越すという格好をとればいいでしょうし、一たん成案を出すという格好にしてもらった方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○田岡会長：これはルールのない協議会の進め方なので、議運もなければ理事会もないものですから、できるだけ皆さんの意見を取り入れながら、その最大公約数を探していこうという議事さばきしかないのです。意見は幾らでもあると思います。もっと議論を重ねるというのも正論ですし、それから、もういいのではないかという意見もあるでしょうし、もっと慎重に判断をゆだねるべきだという意見も出されております。

これらを含めて、私が先ほど言いましたように、実は作業のスケジュールからいくと、この1カ月は大変大きな1カ月になります。したがって、私としては本日何とか結論まで持っていきたいというふうに考えておりますが、いや会長、それは無理だよという意見が大多数でございましたら、私は結論を次回に持ち越すことはやぶさかではありません。

ただ、もう一回ちょっとお待ち願いたいのは、もう一つ私が今日、先ほどちょっと終わり際に、専門の先生のご意見も聞いて、冷静なといいますか、今日の会話のさまざまな分析といいますか、おおよそこういう関係になっているのだというのはいまだ皆さんわかっていると思うのです。間違いなく現状を理解しながら、でも感情的にはなかなかそここのところに達しないとか、手続上の編入か新設かという問題が、感情と対等という問題に置きかえられて会話されているのではないかというようなことも含めて、ちょっと佐藤先生に一回、一水入れるためにもお願いしたいと思います。

○佐藤教授：北海学園大学の佐藤でございます。

私自身は、今回の協議事項のそれぞれについてどうだということは申し上げません。ただ、お話を伺ってしまして、ほとんどの方、全員ご理解だろうとは思いますが、例えば新設と編入という合併の方式というのと、それから対等、吸収というイメージの、あるいは実際上の方式といいたまいますか、法制度上の方式と実際上の方式というのはそれぞれくっついているわけではないということです。例えて言えば、新設と編入というのを横軸にとって、対等と吸収というのは縦軸にとれると。ですから、新設であっても対等な場合もあれば、事実上吸収されたような形になることもありますし、編入の場合でも、事実上対等な場合もあるし、事実上吸収されることになることもあるという、その四つのパターンがあるというふうに思っております。その辺を踏まえて、あとはほかの委員の皆さん方でご検討いただければよろしいのではないかと思います。それともう一つ、今の、いつこの問題に結論を出すかということでございますけれども、私は別に事務局と結託しているわけではございませんけれども、いろいろな作業がこういったものが決まらぬと進んでいかないということも事実でございます。

それから、最初に会長がおっしゃってございましたように、ここの議論は、合併をするしないということを決めるというのではなくて、合併をすればしたらこうした姿がありますよということを示して、それで、では合併するかしないかというのはそれぞれの市、村に持って帰っていただいて検討していただくということです。むしろここで、入り口部分で余りにも時間を使うというのはちょっとむだなような、ちょっと口幅ったい言い方ですが、時間としてはむだなような気がいたします。この辺でお決めになった方がよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○田岡会長：ありがとうございます。

それでは、いま一度、本日の議事さばきといいますか、結論をどうするかということについてご意見をい

ただきたいと思いますが、私自身としては、先ほど言いましたように、本日ぜひ結論を持ちたいというふうに思っております。

先ほどから高田さんが手を挙げているので、高田さん、どうぞ。

○高田委員：石狩の高田です。

先ほど長原委員が小委員会に影響ないと言っていましたけれども、私の所属しています議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の熊倉委員長が先ほど報告しましたように、ここである一定の方向性を見出さないと、小委員会の中、これ以上は進んでいかないということになっていきますので、影響は非常にありますので、今日決めてほしいと思っています。

以上です。

○田岡会長：池端さん、どうぞ。

○池端委員：私どもの新市建設計画委員会では、もうそれ相当にそれぞれのまちの意見が出され、進んでいる状態にあります。しかし、この一月の間に、第3回目のこの会議に挑むまでには、それ相当の予習と復習を積んで挑んで、私も任命委員として意見をさせていただきました。ここでさらにまた何を勉強し、次の機会に話すものがあるかとなると、それはちょっと私はもう探し切れないという状況でございます。ぜひここで結論を出した方がよろしいかと思います。

○田岡会長：浜益さんの皆さんどうですか。越智さん、どうぞ。

○越智委員：第2回目の厚田で行われた協議会からならみまして、私は、今日この協議会に、この話ですけれども、結論が出るだろうというふうに期待もしておりましたけれども、この1カ月間の間で石狩さんの委員さん方の意向が大分変わったなというふうに今思っておりますけれども、先ほど、本音で話ししましょうということで、佐藤さん、今石狩においては、花川地区もそれだけでなく札幌とということの意見が多い中で、小さい浜益村といわゆる新設、先ほど先生の話にすれば、縦割りにしても吸収かという話し合いでいくという、なかなか理解の得られないところもあるのだろうという本音の話もしておりましたけれども、私はここで会長さんに一つお伺いしたいのですけれども、まず、1市2村が新たに新しいまちづくりをやっていくという歴史上の事実を、どうしていわゆる新設というか、新たに生まれる変わることができない、編入というその言葉じりをとるのか、その辺の疑問も覚えるわけです。それから、一つお伺いしたいのですけれども、事務方の皆さんに、編入であれば時間もかからないで作業も進むと。これが新設ということになれば大変時間も膨大にかかるのだと。それに伴うまた経費もあるだろうということなのですけれども、具体的にその辺がどれくらい差があるのか、その辺をちょっとお聞かせ願えればありがたいなと思っております。それから、1市2村の首長さん方の意向はどうなのか。我々委員としてはこれまで本音を出して言っているわけですし、首長さん方の意向はどうなのか、その辺も聞きたい。

私は、今日はこの問題に対しては結論は出すべきであると。これがまた1カ月も後に延ばしていくということは、いわゆる17年の期限にもなかなか影響も出るのだろうと。先ほど私は時間は十分にかけるべきだと言いましたけれども、事務方の皆さんのご苦勞も考えれば、そういうことも言えるのかなというふうには思いますけれども、世紀の変化ですから、これからの1市2村の住民に対して今我々が何を残していくべきかというその入り口ですから、やっぱり非常に大事ななというふうに思います。

○田岡会長：わかりました。

まず最初に、会長から言葉じりをとらえられるのは心外だというのは、もしそういうふうにとられたら本当に申しわけありません。私はあえて言葉じりをとったつもりはないのです。まさに新設合併が対等で、編入合併が対等でないというようなご理解をいただくとしたら、それはちょっと違うのではないのでしょうかということをおっしゃったので、決して、もし言葉じりに聞こえたら、本当に申しわけなく思います。

それから、次の件については事務局の方で答えていただけませんか。

○清水事務局次長：私の方からお答えさせていただきます。

編入合併方式、それから新設合併方式、この合併の方式によりまして合併協議に係る事務作業、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、合併方式の差ではなく、資料2の3ページにありますように、おのおのの合併方式にある全項目協議方式、中心団体基本方式、この差によってきます。簡単に言いますと、全協議項目をやって対等にちゃんと話し合っていくのか、もしくは中心団体を決めて、それに合わせて、またその中でも、話し合い自体は対等にやるのですけれども、必要な部分だけ話し合っていくのか、これをどうするかというのが協議会の方針として定まるかによって事務量は変わってきます。

ただ、つけ加えさせていただきますと、現在事務局では全項目協議方式、全項目について対等な話し合いをするというやり方で事務作業は進めさせていただいております。これは、合併の方式にかかわらず、どちらの方に対しても対応がきくものでございますので、そういう状況となっておりますことをご報告させていただきます。

○田岡会長：先ほど佐藤先生がおっしゃった、新設であろう、編入であろう、それぞれに両方の性格を持ち得ているのだと。四つのパターンというものがあるのだということを説明していただいたわけです。この辺もひとつご理解の中に、十分認識をしていただければと思っております。それと……。

どうぞ。

○佐藤教授：済みません、補足させていただきますと、違いは、今事務局が、この協議を進めていく上では全項目協議方式でもってそんなに違わないというお話でしたけれども、その同じ資料の2ページにございますように、新設の場合にかかる費用というのが恐らく圧倒的に違う。庁舎云々ももちろんそうですが、それはなしにしたとしても相当な、その後の最初の段階でかかる費用が新設の場合にはかかると。ですから、新設をお選びになる場合には、そういう費用負担を覚悟しなければならない、編入よりは費用がかかるだろうということを覚悟してお決めになるということになろうかと思えます。

○田岡会長：どうでしょうか。ここから先はほとんど堂々めぐりの話に尽きると思いますので、慎重な議事さばきをというご意見もございますが、私は本来、ここでこの議論にどんどん時間を費やしていくという、そして新たな視点での議論がさらに重なるということはそう期待できないのではないかと。むしろ本論の中身に入って、そのことを市民の皆さんにご判断願っていただくということが必要ではないかなというふうに率直に考えております。

議事進行上結論を急ぐということでは決してありません。次回にやってもいいし、また、皆さんの時間調整がつくなら、それはまた必ずしもスケジュールを崩しても構わないのですが、私はこの議論の最初の基礎段階の議論というよりは、皆さんの多くの言葉は、編入とか、そういう合併の仕方の議論をする一方で、実は次の段階の議論に多くが入ってきている、そう考えるのですが、ここで、先ほど、それぞれの首長の考え方を示してほしいというふうに言いましたが、当協議会におきましては会長、副会長という組織の中でお話しさせていただきますので、先ほど休憩の中で3人でお話をさせていただきました。会長として、3人の意見も踏まえ、そして今日の当然議論を踏まえた上で一つの考え方を示させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○田岡会長：それでは、3件についてといたしますか、協議事項3件について、今日の議論を踏まえて、このようにしたらいかかということをご提案させていただきたいと思えます。

最初の合併の方式につきましては、編入合併、これにつきましては、先ほど佐藤先生からもお話が出ました。あるいは今回の議論の中にも出ましたように、基本的に対等あるいは対等でないという議論は、編入か

編入でないかといったことによってゆがめられてはいないということをもまず考えさせていただきました。

それと同時に、現実には、この合併というのは、夢を語ってもいい、しかし現実ということも考えていかなければならないということ踏まえますと、私は、合併の方式については編入合併でいきたいというふうにご提案をさせていただきたいと思ひますし、それから、新市の名称は石狩市及び新市の事務所の位置につきましては石狩市役所というふうにご提案をさせていただきたいと思ひますが、このことについて賛成、反対の意見はそれぞれ今までございましたが、こういうことで取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○田岡会長：それでは、本日の協議会の協議事項3件につきまして、以上の提案どおり進めさせていただきたいと思ひます。

なお、これに基づきまして小委員会の作業が進められ、同時に並行的に協議会の場に、都度その内容等も踏まえながらご議論をさせていただくこととなりますが、くどいようですが、あえて言わせていただきます。当協議会が、特に今日傍聴されている皆さん、あるいは報道関係の皆さんにもぜひご理解をいただきたいと思ひますが、今決まったことが合併をするということでもなければ、合併の方式が決まったということでもありません。そのことだけは、くどくど言うようですが、何回も言わせていただきたいと思います。一つの方式を前提にこれから作業を取りまとめしていく、あるいは議論を深めていきたいということであることをご理解いただければと思ひます。

お話はどうですか。両首長、いいですか。

○両首長：はい。

○田岡会長：そのほかに何かこの際発言をしておきたいということございますでしょうか。

(「なし」の声)

○田岡会長：事務局、今日の予定はどうですか。

ちょっと誤解のある発言して申しわけありません。合併の方式を決めたのではなくて、合併するかしないかということを決めたのでないということを言いたかったのです。合併の方式については、今お話しさせた編入の考え方というふうにご訂正させていただきたいと思ひます。

それでは、最後に事務局の方からご説明をさせていただきたいと思ひます。

○工藤事務局長：ただいま確認いただきました合併の方式の文案について、文案を朗読させていただきます。合併方式の文案につきましては、合併協定書に書かれる文案として朗読いたします。

合併方式は、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村を廃し、その区域を石狩市に編入する編入合併とする。

新市の名称の欄については、新市の名称は石狩市とする。

新市の事務所の位置につきましては、新市の事務所の位置は現石狩市役所とする。

これが合併協定書に書かれる文案でございます。

以上です。

○田岡会長：ちょっと合併協定書と突然出てくると意味不明になってくるので、合併協定書のことをもう少し説明していただいただけませんか。

○工藤事務局長：合併協定書は、協議項目26項目につきまして、例えば今の合併の方式については、今言ったように、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村を廃し、その区域を石狩市に編入する編入合併とすると、そういう協議内容を最終的にコンパクトにまとめた文案として、全部の項目について、26項目についてを文案として定めたものが合併協定書ということになります。これは、1,100項目の協議をされますが、その協議で共通する部分については、事務事業については統合するとか編入するとかという、そういう言葉になっ

てはいかがでしょうかと思いますし、特記すべきものについては、文案として、何々何々については何年間存続するとかどうするという、そういう文案として、最終的に合併協議会として最後の住民の皆様にお知らせする内容になろうかと思います。その中に新市建設計画というのが別冊でついてくるというのが合併協定書の一般的なパターンでございます。合併協定書と言われているのが、住民の皆様にお知らせする新市の姿、それがコンパクトにあらわされたものという理解をいただきたいと思います。

以上です。

○田岡会長：今の流れについて、資料の1の2ページの段でその扱いについて書いてございますので、参考にさせていただければと思います。

## 7. 閉 会

○田岡会長：以上で本日の予定全案終わらせていただきました。大変まずい議事さばきで時間を費やしたことを恐縮に思います。

私自身、もう一度言わせていただきます。ここで決まったことが決して合併を一瀉千里で走るということではないということをご理解いただいて、次のまた協議会におきましてご意見を賜りたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○工藤事務局長：事務局から、次回開催日時について再度お知らせいたします。

今回は8月28日木曜日午後1時から、石狩市の花川北コミセンで開催したいと思います。議案につきましては、8月の中旬ごろお手元に送付させていただきたいと思います。

以上でございます。

(以 上)



上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田 岡 克 介